

決算審査特別委員会記録

＜産業・雇用振興部、農林部＞

開催日時 平成23年10月18日（火） 13:34～16:42

開催場所 第1委員会室

出席委員 11名

新谷 絃一 委員長

尾崎 充典 副委員長

井岡 正徳 委員

大国 正博 委員

田中 惟允 委員

山村 幸徳 委員

岩田 国夫 委員

今井 光子 委員

小泉 米造 委員

藤本 昭広 委員

川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 奥田 副知事

杉田 総務部長

平井 会計管理者・会計局長

富岡 農林部長

浪越 産業・雇用振興部長

竹内 監査委員事務局長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事 議第58号 平成22年度奈良県歳入歳出決算の認定について

＜会議の経過＞

○新谷委員長 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

日程に従いまして、産業・雇用振興部、農林部の決算について、審査を行います。

それでは、波越産業・雇用振興部長、農林部長の順に簡潔に説明を願います。

○浪越産業・雇用振興部長 産業・雇用振興部に係る決算について、ご説明をいたします。

「奈良県歳入歳出決算報告書」の6ページ、第7款雇用政策費、第1項労政費、第2項職業訓練費、第3項労働委員会費でございます。なお、翌年度への繰越額はございません。不用額の主な内容といたしましては、第1項労政費では9億483万3,000円が不用となっております。これは主に緊急雇用創出及びふるさと雇用の市町村補助事業において、補助対象事業費が減少したこと等によります執行残となったものでございます。第2項職業訓練費では1億4,009万9,000円が不用となっております。これは職業訓練手当において、対象訓練者数が減少したこと及び離職者等、職業訓練委託事業における訓練生が減少したこと等によるものでございます。

7ページ、第9款産業振興費、第1項商工費、第2項産業支援費、第3項金融対策費でございます。まず、翌年度繰越額でございますが、第1項商工費で3億8,750万円の繰越しがございます。これは奈良県プレミアム商品券発行事業ほか1事業で、国の補正予算の対応によりまして2月補正を行ったことに伴い繰り越したものでございます。また、第2項産業支援費で1億2,400万円の繰越しがございます。これもものづくり企業技術支援事業で、国の補正予算の対応によりまして2月補正を行ったことによる繰越しでございます。次に、不用額とその主な内容でございますが、第1項商工費で9,907万円が不用となっております。これは商工会等補助金の執行残等によるものでございます。第2項産業支援費で4億7,840万5,000円が不用となっております。企業立地促進に係る企業活力集積促進補助金及び企業定着促進補助金等の執行残でございます。第3項金融対策費の1億5,598万6,000円の不用は、制度融資の利子補給等の減少により執行残となったものでございます。

12ページ、奈良県営競輪事業費特別会計の歳入歳出決算についてのご説明でございます。歳入といたしましては、第1款の事業収入から第4款の諸収入まで記載のとおりとなっております。

13ページ、歳出でございます。第1款産業振興費、第1項競輪事業費でございますが、不用額15億1,359万円となっております。主なものは、車券売り上げが見込みよりも減少したことに伴いまして、車券払戻金の減等によるものでございます。なお、下段、欄外に記載しておりますが、歳入合計で146億9,591万4,000円に対しまして、歳出合計148億3,040万8,000円となりまして、差し引き1億3,449万3,000円の歳入不足に至りました。6月議会でご報告をさせていただきましたとおり、平成23年度の歳入から同額を繰り上げ充用をすることにより決算処理を行ったところで

ございます。

20ページ、奈良県中小企業振興資金貸付金特別会計の歳入歳出決算についてでございます。歳入につきましては、第1款繰越金と第2款諸収入の2款でございます。記載のとおり収入となっております。第2款の第2項貸付金元利収入の収入未済額35億2,127万3,000円は、経営不振、倒産等による延滞金額となっております。

21ページ、歳出でございますが、第1款産業振興費、第1項中小企業振興資金貸付事業でございます。不用額4億8,686万2,000円の主な内容でございますが、貸付金の借り入れ申し込みの減少等によるものでございます。

次に、「平成22年度主要施策の成果に関する報告書」の110ページをお願いいたします。最初に、雇用政策費についてご説明をさせていただきます。1、ふるさと雇用再生特別対策では、継続的な雇用機会を創出するため、ふるさと雇用再生特別基金を活用いたしまして県実施事業として81事業を実施するとともに、48の市町村事業に対して助成をいたしました。新規雇用創出人数を合わせて504名となっております。

2の緊急雇用創出特別対策といたしましては、一時的な雇用、就業機会を創出するため、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用いたしまして県事業としては99事業を実施するとともに、351の市町村事業に助成を行いました。新規雇用創出人数を合わせて2,383名となっております。

111ページ、5の認定職業訓練に対する助成では、中小企業団体が実施する職業訓練に対しまして記載のとおり助成を行い、労働者の労働機能水準の向上を図ったところでございます。

また、6の奈良県職業能力開発協会への助成では、技能検定並びに職業能力開発事業等を実施する当該協会に対しまして補助を実施いたしました。

112ページ、障害者の職業訓練では、知的障害者を対象とした職業訓練を記載のとおり実施するとともに、障害者の能力適性及び地域の障害者雇用ニーズに応じた委託訓練を実施し、障害者の就労促進を支援いたしました。高等技術専門校における職業訓練の実施では、新規学卒者、離転職者等を対象に普通課程2科、短期課程6科で職業訓練を実施し、技能労働者の育成に努めたところでございます。

113ページ、離職者等再就職支援対策では、離職者、若年者等を対象に民間職業訓練施設を活用した職業訓練を実施し、再就職を支援いたしました。

3の若年者に対する就職支援では、若年者の雇用を促進するため、ならジョブカフェの

運営や就職フォーラムを実施するとともに、若年無業者等の職業的自立を支援する地域若者サポートステーションの設置、運営を行う団体の支援を行いました。また、就職のマッチング支援と企業の求人活動の活性化を図るため、求人、求職等の情報を総合的に集約したポータルサイト、ジョブならnetを整備いたしまして、平成22年9月より稼働しております。さらに、県内企業に対し求人開拓を行い、新卒学生等に情報提供をするとともに、就職相談及び就職セミナー等を実施いたしました。

114ページ、4の在宅就労の促進では、ひとり親家庭、障害者等の就職困難者に対してITを活用した在宅就業を支援いたしました。

5のシルバー人材センターの育成では、高齢者の就業機会の拡大のために奈良県シルバー人材センター協議会に対しまして記載のとおり補助を行ったところでございます。

6の人材確保の支援といたしましては、正規雇用を目指す40歳未満の非正規労働者に対しまして技術習得を支援するため訪問介護講習、通信・通学講座を受講した方へ受講料の一部を助成をいたしました。

7の職業相談、情報提供等就職に関する総合センターの運営では、雇用就業機会の創出支援として、しごとiセンターで就職相談、情報提供及び就職支援技術講習を実施いたしました。

続きまして、産業振興費についてのご説明を申し上げます。142ページ、活力ある産業づくりの1、奈良県産業実態調査では、県内企業の活動実態や業種ごとのニーズ及び県の地域特性を踏まえ、将来の地域産業となる産業分野についての調査、検討を行っております。

2の商工業の振興対策では、商工会等の補助事業といたしまして、商工会、商工会議所及び商工会連合会が行う経営改善普及事業に対しまして助成をいたしました。また、中小企業連携組織対策事業補助では、中小企業の組織化を促進し、事業協同組合等を通じた業界の振興を図るための事業を実施している中小企業団体中央会に対しまして助成をいたしました。また、県立樞原公苑におきまして、10月30日から31日の2日間にわたり、商工まつり、技能フェスティバル及び食と農（みのり）のフェスティバルを奈良まほろば市として合同開催し、この開催経費に対しまして補助をいたしました。4万7,000人の方々にご来場をいただいているところでございます。

143ページ、県内消費の拡大と雇用対策で、1の商業活動推進対策といたしましては、商店街トライアル事業、商店街農産物直売所モデル構築事業といたしまして、県内商店街

に対し、次世代を担う若手経営者が企画立案した活性化プラン実施や商店街の空き店舗等に農産物の直売所を設置し、利便性を図る取り組みに対しまして支援をいたしました。その下の高齢者にやさしい宅配サービス事業は、外出して買い物をすることが困難な高齢者に対しまして商品購入の代行を行う宅配システムの構築を行いました。次に、平城遷都1300年記念プレミアム商品券発行事業では、県民の消費を喚起し、県内消費の拡大を図り、小売サービスの活性化を図ることといたして取り組みました。

次に、2の運輸業振興対策でございますが、営業用バス及びトラックの輸送力の確保や輸送コストの上昇を抑制するために奈良県バス協会及び奈良県トラック協会に対して助成をいたしました。

144ページ、活力ある産業づくりでは、1の地場産業の振興対策として御所市産業振興センター事業費及び宇陀市下水前処理施設維持管理費として助成をいたしております。さらに、地場産業振興補助事業として、小規模零細地場産業の振興を図るために、それぞれ記載の事業に対して助成をいたしました。

2の奈良経済発展戦略の推進では、優秀な技術を有する企業に対しましてリーディングカンパニー創設を支援するとともに、ものづくり人材育成・確保事業では、就職活動前の学生を対象に県内企業のPRや技術体験の機会を設け、企業の人材確保を支援いたしました。

145ページ、大都市圏販路支援事業では、県内製造販売業者の販路拡大を図るため、東京の奈良まほろば館の展示会に出展し、首都圏バイヤーとのマッチング会を開催いたしました。また、未就職者企業研修委託事業では、未就職者を試験的に雇用し、必要な技術や知識を習得するための職場研修を県内企業に委託し、実施いたしました。ECコーディネーター設置事業では、専門家を配置しまして電子商取引の導入を支援いたしました。

3の新しい産業の創出といたしましては、創業期の事業者の立ち上げを支援するやまと創業インキュベータ運営事業を実施いたしております。

4の科学技術の振興では、県庁力活用リエゾン事業といたしまして、中小企業支援センターと公設試験研究機関が一体となって県内企業の技術課題や新製品の開発、事業化、販路開拓等に関するニーズを収集、分析いたしまして、新たな産業を育てるための仕組みを構築、運営するためコーディネーターの設置を実施いたしました。

146ページ、2事業でございますが、独立行政法人科学技術振興機構が各都道府県に整備する産学官共同研究拠点の受け入れ準備を行い、また同機構が助成する地域結集研究

開発プログラムの成果を利活用する体制の構築をいたしました。その下の県有特許等出願・維持管理事業では、公設試験研究機関の研究成果で活用が見込まれます発明等について出願、権利化を図りました。知的所有権活用促進事業では、発明協会奈良県支部を知的所有権センターといたしまして、知的所有権に関する施策の一元化を図りました。

147ページ、5の企業の経営力強化対策では、中小企業支援センターの実施する窓口相談、人材育成等の各種事業に助成を行い、産業支援のワンストップサービスの体制の充実に取り組みました。

6の地場産業の振興対策といたしましては、販売支援コーディネーターを設置し、販売力の強化を支援いたしました。

148ページ、活力ある産業づくりでは、企業立地の促進といたしまして企業立地コンシェルジュを中心とした企業訪問や企業の立地意向についてのアンケート調査を行い、立地意向のある企業に対し、求めに応じた用地情報の提供を初めとして立地手続のワンストップ相談窓口により積極的に支援してきたところでございます。その結果として、大和郡山市に立地いたしましたクボタ松下電工外装株式会社、昨年10月にはケイミューと社名変更されましたが、これに対しまして中規模立地を対象とした企業活力集積促進補助金の雇用者加算分の補助を実施いたしました。また、就職希望の高校生等を対象に県内企業の見学などを行う奈良の企業魅力体験ツアー実施事業も、今回実施しております。

観光振興といたしましては、宿泊力の向上として県営プール跡地を活用した良質な宿泊施設の誘致活動を展開するとともに、多様な宿泊施設を創出するため制度融資を初め、総合的な支援事業に取り組みました。また、県内の宿泊施設のおもてなしの向上を図るために新規雇用者を活用し、おもてなし向上モデル事業を実施しております。

149ページ、活力ある産業づくりの1の技術指導の強化対策でございますが、県内中小企業の技術力強化のため、工業技術センターを中心に中小企業の技術者に対する技術研修、技術指導を実施しております。また、ものづくり高度化促進IT人材育成事業におきましては、情報技術を利活用した中小企業の生産工程の改善を行うための技術指導を実施しております。

2の技術開発の推進対策では、受託共同研究推進事業におきまして県内企業と共同研究契約を締結し、工業技術センターに蓄積している技術ニーズを活用した事業化研究等を実施するとともに、その下の事業では、同センターに研究開発に取り組む中小企業の技術者を受け入れて企業の研究開発を支援いたしました。

150ページ、3の制度融資につきましては、県内の厳しい経済状況に対応するため、限度額や融資利率、保証率が有利な緊急特別対策資金の利用促進に努めております。その結果、緊急特別対策資金の融資実績といたしましては、1,440件、190億6,800万円となったところでございます。また、立地企業の促進や奈良の宿泊施設事業に進出するものや、事業規模拡大するための資金制度の新設を行うなど、中小企業者の金融円滑化とともに企業誘致やおもてなし産業を強化する金融支援を行ったところでございます。詳細につきましては、150ページから151ページに記載のとおりでございます。省略させていただきます。

続きまして、152ページ、4の保証料補給につきましては、中小企業者等の負担軽減のため、さきの利子補給とともに奈良県信用保証協会に対し、支払うべき保証料の一部を記載のとおり補助いたしました。

5の信用保証の拡充といたしましては、信用保証協会の損失補償について、新規開業や再生支援などのリスクの高い制度融資につきまして、県が損失補償契約をすることにより信用保証をつけやすくしておりますが、このうち代理弁済に至った案件につきまして、信用保証協会に損失補償を行ったものでございます。

6の特別広域高度化事業では、経年ガス管の入れかえ事業を行う近畿ガス事業協同組合に対しまして記載のとおり貸し付けを実施いたしました。

続きまして、奈良県中小企業振興資金貸付金特別会計のご説明をいたします。209ページをお願いいたします。奈良県中小企業振興資金貸付金特別会計でございます。小規模企業者等の設備投資資金といたしまして、設備資金貸付事業及び設備対応事業を行います奈良県中小企業支援センターに対しまして記載のとおり必要となる資金の貸し付けを実施したものでございます。

以上で、産業・雇用振興部の平成22年度決算及び主要施策の概要の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○富岡農林部長 それでは、引き続きまして、農林部関係の歳入歳出決算につきまして、ご説明申し上げます。

「平成22年度奈良県歳入歳出決算報告書」の6ページ、一般会計についてご説明申し上げます。第8款農林水産業費についてでございますが、翌年度繰越額18億2,157万8,000円、不用額8億1,650万2,000円となっております。

項別にご説明いたします。まず、第1項農業費でございます。翌年度への繰越しはござ

いません。不用額3億4,413万円の主なものは、職員の新陳代謝に伴う人件費の減、中央卸売市場特別会計及び農業改良資金貸付金特別会計への繰出金の減、及び農業総合センターにおける産学官連携研究事業採択の減などによるものでございます。

次に、第2項畜産業費であります。翌年度繰越額の9,668万5,000円につきましては、緊急総合経済対策に係ります国の補正予算2月分に伴うものでございます。不用額2,648万4,000円の主なものは、肉畜出荷対策事業等におきます出荷頭数の減等によるものでございます。

次に、第3項農地費であります。翌年度繰越額9億2,211万9,000円につきましては、奈良東部広域農道整備事業、それから県営圃場整備事業などにおきまして国の補正予算への対応、それから関係機関や地元との調整、文化財発掘調査等に不測の日数を要したことなどによるものでございます。また、不用額1億4,707万6,000円の主なものは、土地改良事業におきます入札差金による市町村事業の減少などによるものでございます。

続いて、第4項林業費であります。翌年度繰越額が8億277万4,000円になってございますが、緑の産業再生プロジェクト事業、それから林道整備事業、治山事業などで国の補正予算への対応をしたこと、それから事業実施主体のおくれ、関係機関との調整、工法検討に不測の日数を要したことなどによるものでございます。また、不用額2億9,440万4,000円の主なものは、森林環境保全緊急間伐事業などにおきます入札差金による事業費の減、また林業金融対策におきます貸付金の要望減によるものでございます。

8ページ、第13款災害復旧費でございます。第1項農林水産施設災害復旧費でございます。翌年度繰越額335万8,000円となつてございますが、これは農地・農業用施設災害復旧事業におきます事業実施主体のおくれによるものでございます。また、不用額2億669万9,000円の主なものは、農地、農業用施設、林道及び林地荒廃施設とも災害の発生が少なかったことによるものでございます。

次に、特別会計についてご説明申し上げます。18ページ、奈良県農業改良資金貸付金特別会計でございます。まず、歳入ですが、第2款繰越金について、予算現額より収入済み額が増加しておりますのは、前年度剰余金の増によるものでございます。第3款諸収入、第2項貸付金元利収入におきまして、収入未済額5,777万4,000円は、借り受け者の経営悪化によるものでありますが、今後も引き続き収入の確保に努めてまいります。第4款県債につきまして、繰越金増などによる県債を発行しなかったことによるもので

ざいます。

26 ページ、奈良県林業改善資金貸付金特別会計でございます。まず、歳入ですが、第2款繰越金のうち、予算現額より収入済み額が増加しております理由は、前年度剰余金の増によるものであります。また、第3款諸収入、第2項貸付金元利収入の収入未済額1,654万3,000円は、借り受け者の経営状況の悪化によるものでございますが、今後とも収入の確保に努めてまいります。

27 ページ、歳出ですが、第1款農林水産業費、第1項林業改善資金貸付事業費の不用額1億2,289万2,000円は、資金需要の減によるものでございます。

28 ページ、奈良県中央卸売市場事業費特別会計でございます。まず、歳入ですが、第1款使用料及び手数料におきまして、不納欠損額が668万1,000円生じてございます。これは時効期間が経過したものによるものでございます。また、第1款使用料及び手数料、及び第4款諸収入につきまして、収入未済や使用料及び手数料で2,994万1,000円、諸収入で1,100万5,000円生じてございます。これらは市場の施設使用料及び電気使用料などで、空き店舗施設の返還等による減収、市場内業者の経営状況等の悪化等により納付が遅延しているものでございます。なお、そのうち9月末現在で188万円余が納付されておりますが、引き続き債権回収に努めてまいります。

29 ページ、歳出ですが、第1款農林水産業費、第1項中央卸売市場事業費でございますが、不用額7,700万円は諸経費の節減によるものでございます。平成22年度におきましては、歳出抑制と歳入確保に努めた結果、歳入が10億2,672万9,000円、歳出が9億7,149万9,000円となっております。

続きまして、「主要施策の成果に関する報告書」の116 ページ、農林水産業費の主なものをご説明申し上げます。116 ページ、1、農村地域の活性化等でございますが、県産農林水産物や加工品などの消費拡大を図るため、県立橿原公苑内でなら食と農（みのり）のフェスティバルを商工まつり、技能フェスティバルと同時開催し、4万7,000人余りの方々にご来場いただきました。

117 ページ、3のマーケティング戦略の実行であります。農産物直売所支援事業では、県と協定の締結をいたしました29カ所の農産物直売所、地の味土の香のブランド化を図るとともに、農産物直売所全体のレベルアップの推進をいたしました。奈良フードフェスティバル開催事業では、奈良の食の魅力を高め、広く発信するため、平城遷都1300年祭にあわせまして春には平城宮跡で、秋には奈良公園におきまして開催をいたしました。

118 ページ、奈良カフェイベント展開事業でございます。食を中心とした奈良の魅力を発信するため、県産農産物を活用した特別メニューの提供など、東京、博多におきましてイベントを開催いたしました。続きまして、おいしい奈良産地産地消推進事業では、なら産彩のネーミングでシンボルマークを作成し、店内量販店などの地産地消協力店54店舗におきましてキャンペーンを実施いたしました。

4の農業金融資金の貸し付けでは、農業経営の近代化及び改善を図るため、農業近代化資金などの貸付利子に対しまして助成をいたしました。

119 ページ、6の特産品の生産振興でございます。特産物販売開拓事業では、柿のタイへの輸出などの販路開拓の取り組みに対して助成をいたしました。一番下段の全国お茶まつり支援事業では、昨年11月に本県におきまして開催されました全国お茶まつりに対しまして助成をいたしております。

120 ページ、リーディング品目支援事業では、県の主要品目でありますカキ、お茶、イチゴをリーディング品目として位置づけ、カキ、お茶につきましては、産地の若返りを図るために計画的な改植事業、それからイチゴにつきましては、優良親苗の安定供給のため、増殖施設の改装に対して支援をいたしました。次に、チャレンジ品目支援事業では、県の特産品として将来性が期待できますサクランボ、大和野菜、切り花ダリアをチャレンジ品目として位置づけ、安定生産技術の普及定着や供給体制の整備に助成をいたしました。次に、イチゴスペシャリスト育成確保事業では、イチゴ生産の担い手を育成するため、高設栽培施設の設置や研修事業に対して助成をいたしました。

121 ページ、8の水田農業構造改革対策でございます。米政策改革推進対策事業では、転作作物の推進の取り組みを行う市町村などに対して助成をいたしました。

9の農業生産総合推進対策でございますが、消費者ニーズに合った産地の特色を生かした農作物の供給体制の確立に向けて、加工に適しました大和まなの低コスト生産栽培技術の実証などの取り組みを支援をいたしました。

122 ページ、11の安心な農作物の提供であります。有機野菜など振興事業で30の組織と協定を締結し、有機野菜などのブランド化に向けて生産安定を図る取り組みに対して支援をいたしました。

12の野生鳥獣対策の推進でございますが、鳥獣害対策推進事業では、14の市町村におきます被害防止計画に基づく被害防除研修、鳥獣の生息状況調査、箱わなや侵入防止さくらの設置などに対しまして支援をいたしました。

13、担い手への支援でございます。意欲ある担い手確保育成事業では、農業の担い手ワンストップ窓口の設置などを通じまして経営基盤の強化や販売力の強化など、農業経営に意欲ある担い手への支援を実施いたしました。

123ページ、農業新規参入者支援事業でございます。農外からの新規就農希望者に対しまして記載のとおり産地実践研修など、就農に向けた研修を実施いたしました。

124ページ、中山間地域等直接支払い事業では、農業生産条件が不利な中山間地域等におきまして、面的にまとまりのある農用地2,737ヘクタールを対象に農業生産活動等を行う農業者等に対して直接支払いを実施いたしました。

15の技術開発の推進及び新規就農者の養成であります。産学官連携研究事業では、小菊の機械による一斉収穫調整システムの開発に関する研究等を実施いたしました。また、新規就農者養成事業では、農業大学校におきまして基礎、専門課程における担い手養成研修を行うとともに、定年退職者等を対象としたシニアファーマー研修、それから定年退職予定者などを対象としたアタックファーマー研修などを実施いたしました。

125ページ、16の畜産物の生産振興であります。大和牛生産振興事業では、大和牛の生産を拡大するため、大和牛の素牛導入資金に対し助成をいたしました。

18の食肉流通センター事業では、食肉公社及び食肉会社に対しまして記載のとおり助成をいたしました。センターの仕組みでございますが、食肉会社の中核業務であります牛、豚の屠畜解体及び冷蔵保管業務と競りなどの市場業務を担っております。食肉公社はセンター施設の維持、運営業務を担っております。しかしながら、屠畜解体業務が構造的に全国の他市場も含めまして不採算部門となっており、公益性の観点から公的補助を行っている状況でございます。県におきましては、合理化等を図るため、平成20年1月に経営改革等検討委員会からご提言をいただき、改革工程表を平成20年度から平成23年度までの4年間でございますが、運営費補助の削減に取り組んできてございます。具体には、食肉会社に対する補助金削減が約6,000万円となる見込みとなっております。しかし、依然として公社、会社に一定の補助をしておりますことから、本年7月に新たに改革検討委員会を設置をし、屠畜機能、市場機能のあり方などにつきまして、その存在意義も含め、本質的な議論を進めていただいております。今年度末を目途に改革案を取りまとめていくこととしてございます。

127ページ、土地改良事業費につきましては、23の県営圃場整備事業から、129ページの31、国営農業水利事業費等負担金まで、圃場整備、用排水路の整備、集落排水

事業など、農業農村の基盤整備や環境整備を実施をいたしております。

129ページ、農道整備事業費につきましては、32の奈良東部広域農道整備事業から、次のページの34、一般農道整備事業まで、地域の農業生産の強化、経営の合理化を促進するため、各種農道整備を記載のとおり引き続き実施をいたしました。

130ページ、農地防災事業費では、35、県営ため池整備事業から、次のページの37の国営総合農地防災事業負担金まで、農地防災の観点からため池の整備、農業用河川工物の改修などを引き続き実施をいたしました。

131ページ、総合農地開発事業推進費では、国営総合農地開発事業費負担金を記載のとおり負担をいたしました。

132ページ、続いて、林業振興費でございます。林業後継者の育成につきまして、林業後継者への技術指導ほか、記載のとおり育成事業を実施をいたしました。

133ページ、6の森林環境税の活用でございます。平成22年度終期を迎えました森林環境税の見直しを検討し、先般の2月議会で議決をいただきまして、今年度から5カ年の延長をいただき、各種事業に取り組んでおります。森林環境教育推進事業では、森林環境教育指導者を養成するとともに、養成セミナー修了者が行います体験学習を実施いたしました。

135ページ、11、木材の需要拡大でございます。県産材利用促進事業では、吉野材のよさを再発信するため、吉野材を使用した「暮らしの道具」デザインコンペの作品募集を行いました。本年7月に入賞作品の発表会を実施してございます。また、奈良県地域材認証支援事業では、地域認証材を使用した新築住宅32戸への助成など、地域材認証制度の普及活動を支援してまいりました。

136ページ、14、林業・木材産業の再生でございます。緑の産業再生プロジェクト事業で、森林整備加速化・林業再生基金を利用して木材加工施設や木造公共施設の整備などに対しまして支援をいたしました。

137ページ、16、野生鳥獣対策の推進であります。記載の野生鳥獣管理適正化事業をはじめ、鳥獣被害防除事業、それから狩猟者確保・猟銃技術向上事業、それからニホンジカ特定鳥獣保護管理計画推進事業に取り組みをいたしました。引き続き取り組みを充実していきたいと考えてございます。

138ページ、18、緑化の推進であります。里山林機能回復整備事業では、放置され荒廃した里山林9.14ヘクタールを整備いたしました。

19、林道整備事業でございます。県営林道の開設では、那知合永井線ほか2路線で実施をいたしました。また、市町村が実施する林道の開設では、北股弓手原線ほか5路線に対しまして補助をいたしました。

20、民有林造林補助事業であります。公的森林整備推進のほか記載の4事業により、民有林の間伐などの森林整備に対し補助し、2,814ヘクタールを整備いたしました。

139ページをお願いします。21、森林環境税の活用でございます。森林環境保全緊急間伐事業では、放置人工林について強度の緊急間伐を984ヘクタールで実施をいたしました。

22、未整備森林・条件不利森林の整備でございますが、地球温暖化防止を図るため、条件不利森林427ヘクタールを整備いたしました。

23、治山事業でございますが、山地治山事業32カ所ほか記載のとおり実施をいたしました。なお、今般の台風12号災害の教訓も踏まえながら、今後森林整備のあり方を研究し、治山事業の推進に取り組んでまいりたいと考えてございます。

140ページ、内水面振興対策事業費でございます。記載のように河川漁業奨励事業や、次のカワウ食害防止対策事業を実施をいたしました。

続きまして、災害復旧費についてご説明をいたします。202ページ、農地及び農業用施設災害復旧事業でございます。21年災及び22年災に係ります災害復旧を行った市町村に対しまして所要の助成措置を講じております。

次に、203ページをお願いします。林道災害復旧事業で、21年災害によります林道の災害復旧に対しまして所要の助成措置を講じております。また、林地荒廃防止施設災害復旧事業では、21年災によります林地荒廃防止施設の災害復旧に取り組みました。

続きまして、農林部所管の特別会計についてご説明申し上げます。208ページ、農業改良資金貸付金特別会計でございます。1、農業改良資金の貸し付けでは、記載のとおり新規就農者の経営開始などに必要な資金を農業者へ無利子で7県の貸し付けを実施いたしました。

214ページ、林業改善資金貸付金特別会計でございます。林業改善資金の貸し付けでは、記載のとおり林産物の新たな生産方式の導入に必要な資金を無利子で1件の貸し付けを実施いたしました。

215ページ、中央卸売市場事業費特別会計でございます。平成22年度では、青果、水産物関連店舗の総取扱高は15万9,000トン余、総取り扱い金額は504億2,0

00万円余でございました。なお、中央卸売市場につきましては、昭和52年の開設以来34年が経過し、大型量販店の進出などにより取扱高の減少と場内業者の経営悪化が続いてございます。このため現在、中央卸売市場の将来のあり方につきまして、市場内の事業者の方々、県会議員の皆様方や学識経験者にご参加をいただき、ご議論をいただいております。できれば今年度中に、市場の活性化に向けて中央卸売市場基本計画を策定したいと考えてございます。

以上で、決算報告書及び主要施策の成果に関する報告書による農林部関係のご説明を終わらせていただきます。ご審議の方、よろしく願いいたします。

○新谷委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明、またはその他の事項も含めまして質疑に入りたいと思います。

なお、委員各位、理事者におかれましても簡潔明瞭に、明快にご答弁願いますよう、よろしく願いをいたします。

○藤本委員 農林部では森林環境税を県民1人当たり500円ずつ取って、3億7,000万円使っています。森林の保全や森林を育てるために使うのですが、森林環境税の見直しを図っていきたいことが書いてあります。よさの問題点があるのかなのか。こういう点ではいいという話があったら教えていただきたい。何を見直すのかということでございます。

次に、企業立地の問題で、27企業が昨年度来ているわけですが、知事がトップセールスをやると言っていて、実際に知事が何社か連れて来たのかどうか、それから企業の規模的なものはどのようなものか、雇用がどのくらいあるのか。一方で、ナショナルが撤退して、雇用も大分逃げていますけれども、そういう点でどのくらいの雇用ができてきたのか教えていただきたい。

次に、信用保証協会に1億4,000万円ほど補てんしてはいますが、これだけ全部丸ごとしているのか、あるいは損失のうち1億4,000万円しているのか、これはしないといけないものなのかどうか、法的な根拠も含めて教えてほしいと思います。

それから、監査委員から監査結果報告が来ているのですけれども、この内容を点検しましたら、地域産業課、旧商工課ですけれども、中小企業高度化資金貸付金とか、中小企業店舗高度化貸付金、小規模企業者等設備導入資金貸付金の未収金について、債権の補てんとか差押えしながらやってほしいと思います。どのくらい残っているのかということで、中

小企業高度化資金貸付金が30億円ほど残っているという話も聞くのですけれども、回収しないと、県のお金ももったいない。ヤマトハイミールの問題も含めて、債権回収をきちりやってほしいと思っております。

次に、奈良県営競輪事業費特別会計の赤字1億3,000万円の原因は何だと。検討委員会をつくっているという話を聞きますけれども、本当に県営競輪を廃止したら、従業員は聞いたら300人ぐらいいるとか。そういう点では、メリット、デメリットもあると思うのです。この辺のところ、副知事に答えてもらおうと思っているので、産業・雇用振興部長には県営競輪の赤字体制をどのように措置していくのかということを知りたいと思っております。

それから、林業には、今、計算しただけでも52億8,000万円かけています。そして、南部中心に材木が売れるのが53億円。これは県が金を出している分だけしか材木が売れていない話になるわけでしょう。毎年、多いときは70億円かけたりするのですけれども、いつも議会で問題にするのは、大和の木をどんどん買ってほしいわけです。一方で一流メーカー、住友林業やセキスイハイム、ダイワハウスとかが、ほかから買ってくるわけです。この企業らに奈良県の木材を使ってもらいたいわけです。ところがその企業の内容を調べて聞きましたら、いいですよと、大和の木を全部買いましょう。ダイワハウスなり、住友林業なり、セキスイハイムが、そうしたらうちの会社が大和の木材を全部買いましょう。うちは3,000軒、うちは4,000軒、うち5,000軒買う。木材を全部用意してくれと言ったら、森林組合はできませんという回答です。森林組合、大きな問題があると思うのです。企業も努力してもらっているのだけれど、一度森林組合の古い頭を切りかえて、殿様企業ではなくて、空気を入れて、そしてダイワハウスや住友林業といった大きな企業と接点を持って。いや、企業が買うと言っているのですよ。そろえてくれと言ったら、そろえられないというようなことがあるから、もっと県が入り込んで、大きな企業が全部大和の木材で、木造の建物を全部買ってもらうような、これをやり切ったらかなり大和の木がどんどん売れて、そしてまた活性化するし、また山も荒れないと思うのですけれども、その辺の方向性も言っていたらいいと思います。

さらにもう1点、シイタケの問題。先ほど山村委員が言ったのかな。天理の業者が言ったのですけれども、福島県からシイタケの木を買うわけです。セシウムが入っているから、風評被害で卸会社へ持っていったら、これは無害という証明もらってこい。県の話を知ったら、出せないわけです。しかし、セシウムの関係で、2つの調査をしたら、500以上

あったら有害だけれど、11しかないわけで、2つのセシウム、5と6だから。だから、安全ということで、課長から通知を出してくれたはず。それを持って卸会社へ行って、これを見せてやれということで進めてもらってありがたいとは思っているのです。ところが、福島県のシイタケの木を使ってシイタケをつくっていることで、天理市の業者2カ所が風評被害で売れないかわからないと言っているわけです。そういう意味で、消費・生活安全課と連携して、消費者の皆さん方に、安全ですよと、買ってあげてくださいとアピールしてあげてくれないと、業者はたまったものではない。対策として考えてあげてほしいと思います。以上です。

○富岡農林部長 森林環境税についての質問がございましたけれど、主要施策の成果に関する報告書133ページの正確な説明をしてなかったかもしれませんが、森林環境教育推進事業で、奈良県森林環境税の見直しの検討と決算ベースで書いてございますので、平成22年度に見直し作業を行いまして、今年度の2月議会で4年間の継続延長をさせていただいたという意味であると。事業内容は、基本的には同じ事業で……。

それから、大手ハウスメーカー、材が出ないと、森林組合しっかりしろという、従来からのご提案をいただいております。十分進歩したかどうかかわからないのですけれども、今年度新たに県で川上側の対策として一定の面積の森林区域を対象に森林組合が森林所有者の仲立ちをして、いわゆる同意を取りつけてきて、林業事業体が作業道をつけて、繰り返し林業機械で間伐を行って、搬出を安定的、計画的に行うと、そういう仕組みを行えるような支援制度を設けさせていただいて、今4団体ほど応募していただいて、それは森林組合も入った形で、そういう意味では意欲ある森林組合も入ってきたということで、ご理解をいただきたいと思うのですが、この制度については、ことしの成果を見ながら来年度以降も継続したいと思っております。そうすることによってロットがまとまってロットのある木材生産が出てくると、それをハウスメーカーに、例えば床材のフローリングとかいう具体的な提案も差し上げてつなげていくと、そういう仕組みを新たに創設しましたので、従来よりは一步進歩させていただいたかと思っておりますので、もう少し事業の効果を検証しながら取り組んでいきたいと思っております。

それから、福島県産の原木のシイタケにつきましては、担当課長よりお答えいたします。

○江畑地域産業課長 2点にわたってご回答させていただきたいと思っております。

まず1点、信用保証協会に対する補給の件でございますが、1億4,000万円というお話をされたのですが、これは1,400万円の損失補償の方でございますでしょうか、それ

とも保証料補給の方でございましょうか。

○藤本委員 152ページの信用保証の拡充のところですか。

○江畑地域産業課長 1,400万円の損失補償の方でございまして、これにつきましては、制度融資という制度が、中小企業者、信用力が低いような状況の中で、信用保証協会の保証を使って信用力の低い中小企業が金利を金融機関から資金を借りるようにする仕組みでございまして、県はその保証をさせるために、もともとリスクの高い、例えば新規開業でありますとか、あるいはベンチャー企業の関係とか、そういったような制度融資について、信用保証協会が保証を受けてもらうために非常にリスクが高いということで、もし代位弁済が起こった場合にはその半分を補てんする仕組みがございまして。

それから、奈良県中小企業振興資金貸付金特別会計の延滞金の問題でございまして。平成23年8月末の未収金の状況でございまして、これは3種類の資金がございまして、1つは中小企業高度化資金でございまして、これが6貸付先、10件でございまして、33億4,100万円余でございまして。それから、中小企業店舗高度化資金貸付、これに関するものが30貸付先、32件でございまして、7,426万9,000円余でございまして。それから、旧の設備近代化資金の延滞でございまして、これは44貸付先の50件、1億470万9,000円余でございまして。以上、合算いたしまして80貸付先の92件、35億2,030万2,000円余でございまして。

これらの延滞先につきましては、県職員による電話ですとか、あるいは訪問、それから文書による督促を行っております。やはりこういった延滞につきましては、速やかに縮減、解消していくのが望ましいということで、平成22年度には電話で46回、あるいは訪問で54回等々の督促を行っております。平成23年度からさらに民間金融機関で債権管理、あるいは回収業務に従事経験のある者1名を嘱託として雇用いたしまして、延滞金の回収対策に専従させて債権回収に努めておるところであります。以上でございまして。

○森田企業立地推進課長 企業立地に関してのご質問でございまして。

まず、平成22年の27件のうち、企業の立地はどのような規模かというお尋ねでございまして。大半は、約9割は中小企業、売り上げ規模で数億から数十億円の中企業が中心でございまして。立地の敷地面積で平均しますと約5,000平方メートルですので、やはり奈良県の特長として大規模な事業所、工場ということではございません。

それから、雇用に関しまして、今年の27件だけでということでの調査はまだできてお

りません。といたしますのが、操業をはじめております企業と、操業開始前の企業がございまして、その点でことしの5月に、平成19年から平成22年までの4年間に立地しました101件の企業にアンケート調査を行いまして、そのうち操業開始された会社、49社から回答ございました。その分で集計いたしまして、操業済みの会社で、総数712名の雇用を生み出しており、そのうち正社員が474名で、非正規が238名という状況でございます。その49社がこの年度末までに雇用予定が総数378名、うち正社員246名、非正規が132名雇用予定ということでございますので、49社合計で年度末までの採用を含めると合計1,090名、正社員720名と非正規370名と、そういう立地に伴う雇用、新たな雇用の場の創出につながっております。

それと最後に、知事のトップセールスによるというお尋ねでございますが、企業立地101件は、事務方による交渉と、それから知事にトップ同士の意見交換も含め、一連の誘致作業でございますので、どの企業が知事のトップセールスによるというのは、特定しにくい部分もございますので、またあと手元の資料でも今持ち合わせございませんので、また後ほどご説明に伺わせていただきます。以上でございます。

○浪越産業・雇用振興部長 奈良県営競輪事業費特別会計の赤字の原因と今後のお話でございます。

端的に申し上げまして、車券の売り上げの減少が顕著にあらわれてきていると言えらると思ひます。平成21年度で2,500万円、平成22年度で、2年連続の赤字になつたので1億3,400万円になっておりますが、平成22年度で傾向として、今までのGⅡレース、かなりいい選手が来て人気のあるレースを開催した場合に、かなりの収益が出たというのがあつたのですが、平成22年度のレースのときは少し予想より収入が伸びなくて、選手賞金とか、そういったものが固定的な経費で要りますので、そういった部分で収益の影響が出たことで赤字になつたと、大きく言えば車券の売り上げが減少していることが言えらると思ひます。

今後でございますけれども、これまで競輪場では、いろいろな削減とか対策をとつてまいりました。ただ、昨今の状況を見ますと、かなり抜本的なことをしないとなかなか経営改善が図れないと思われまふ。

国でも、経済産業省の産業構造審議会で競輪事業のあり方検討小委員会がつくられまして、そこでいろいろな制度の改正を含めてご議論をされてまいりました。その報告が出たところでございますけれども、その報告を踏まえていろいろな団体がございますが、そち

らの方でどういう対策とっていかをこれから進められている状況でございます。

県に入っているお話でいいますと、選手会では、今後5年間で選手数を3割削減するお話が来ております。また、今申し上げましたいろいろな団体、(社)全国競輪施行者協議会とか、JKAとか、そういったところが競輪最高会議をつくられて、ご議論されている中では、1日の開催レースの削減も考えておられるようでございます。ただ、県の競輪事業の中では、JKAの交付金の額、その率が大きく収支に影響が出てまいりますが、この削減が今後どのようにしていくのかまだ不透明なところがございます。これが今後の収支に影響を与えておりますので、この動向について注視をしていきたいと思っております。

それから、奈良県県営競輪検討委員会がございまして、そこで今までご議論をいただいております。収支改善策とか、今後どんなことがとれるのかご議論をいただいております。この報告が10月末に出てくる予定でございますので、そのこともしっかり踏まえながら、今後競輪場のあり方につきまして、慎重にしっかり議論をしていきたいと思っております。以上でございます。

○七尾林業振興課長 委員お述べのように、福島県産のシイタケ原木が奈良県に入っていたことが、福島県産と知らずに購入した原木であることが判明しまして、林野庁、福島県からの依頼、それと所有者の方の理解を得まして検査させていただきました。検査結果なのですが、厚生労働省が定める暫定規制値、1キログラム当たり500ベクレルに対しまして非常に低い値で、一応セシウム134が4、137が7という結果が出ました。それで、暫定規制値の50分の1という低い結果でありまして、普通には流通しておるものがございます。安全性を確認するために検査した結果でございまして、確認できたと思っております。

今後、風評被害が出ないように気をつけてまいりたいと思っております。以上でございます。

○藤本委員 林業振興課長、努力してあげてください。ただ、消費者団体から言われて、公表しないといけないけれども、この業者はそれで飯食っているんや。助けてやってほしいわけです。そういう点で、くらし創造部の消費・生活安全課と連携して県民に大丈夫ということをアピールして、業者を支えてやってほしいということを要望しておきます。

それから、競輪は、メリット、デメリットがあるし。だからと言って競輪をやれと言うのもしんどい話だし、もう一つは、前、競輪場を使って中古車販売をやった。あいてると

きがあるではないか。そんな工夫しながら、メリットもデメリットもあるし、300人が働いているという話も聞くし、しかし、赤字ではだめだし、持ち出しを1億3,000万円もしているのだから、十分検討して、そういう競輪をやっていないときにどう使うか、市場で野菜を売ったりしたことがありました。そういうことも検討してください。

それから、先ほどの地域産業課の35億円、これはきついですよ。民間に任せて取りに行かすのではなくて、差し押さえしたり、裁判でもして、きっちり頑張るってやるという決意を言ってください。ヤマトハイミールも含めて、法的にもっと闘わないといけない。回答してください。

それから、先ほどの企業誘致、企業立地推進課長が言うてくれたけれども、知事も一生懸命やってもらっているのもわかるけれども、4年間で1,000名の雇用が大体できると言っているけれど、一方でパナソニックの1,500人の雇用が逃げてしまったという話もあるわけです。そういう点で、企業も大きいところを逃がないようにという話もしながら、どこか行くのだったら、うちで土地を用意しますというぐらいの、企業立地の専門の課をつくってあるのだから。そういう点も、網の目を張って頑張るってやってほしいと思っております。要望しておきます。

それから最後に、森林環境税はもっと頑張るって有効に使っていただきたいと思います。

先ほどの信用保証協会の話はよくわかりました。以上で終わります。

○浪越産業・雇用振興部長 県営競輪のお話でございます。委員お述べのように、やはり競輪場の今の影響を考えますと、県民の皆さん方に競輪を知ってもらう取り組みが大事かと思っております。言われたようにモーターフェアとか、あいているときはやらせていただいております。自転車の関係の団体にも貸し付けたりしておりますが、今のところ日程が詰まっておりますので、開催していない日にちがなかなかないのですけれども、取り組みも進めていきたいと思っております。

それから、奈良県中小企業高度化資金等でございます。この高度化資金は、例えば据え置きで3年、それから償還で20年といった長期間の貸し付けになってますので、なかなか償還をしている間に経済情勢が変化したり苦しい部分も出てこようかと思っております。また、委員お述べのように、そういったことに適時、的確な債権管理は大切かと思っておりますので、今後ともしっかりその手続等を踏まえてやっていきたいと思っております。以上でございます。

○小泉委員 2点でございます。

1つは、藤本委員が述べられました森林環境税の話について質問いたします。過日の新聞に森林環境税が基金残高3億円になっており、大体1年間の税込と同じような額が残っているということが載っておりました。2月議会であと5年間延長してもいいというゴーサインを出したわけですが、いかにこの森林環境税に基づく事業をやっていっていただけたらいいのかと、何でそのようなことが起こったのかというようなことをひとつ明らかにしていただきながら今後の展望について、より効果的に、より有効に使っていただける方法を教えていただきたいと思うわけであります。

もう1点は、台風12号によりまして、県ではきのうですか、復旧、復興の取り組みについての方向が出てまいりました。一日も早く復旧、復興に取り組んでいただき、ご努力を引き続きお願いしたいのですが、地域の再生、再興というところに産業、雇用の創造ということで林業、観光という項目がございます。具体的に現地へ行ったときに、十津川村の方々からいろんな要望を聞いたわけですが、とりわけ旅館業をやらせられる方から具体的に復興していくための融資制度をきちっと我々の実態に応じたような形でやってほしいという話がありました。十津川村でどれだけの観光客が1年間に来るのかと資料を取り寄せて見ますと、1年間で十津川村の周辺で年間約10万7,715人ということでございます。天川村とか吉野町では26万9,680人ぐらいおられるわけですが、今、十津川村では源泉が2カ所使えなくなっていて、それを復旧させながらまた温泉をもとどおりにしていくわけです。そこにおられる被害者の方々に見合った融資制度にしてあげることが必要ではないかという話で、具体的にどういうことを言われたかといいますと、融資額に対して3年間据え置きで30年償還にしてもらえたら非常にありがたいと、こういう具体的な話があったわけですが、県の考え方なり、そういったことについて聞いておきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○田中森林整備課長 森林環境税を有効に使うような方法はないのかというお話だったと思いますが、それと残金があるということだったと思います。

県におきましては、森林の持ちます公益的機能を発揮させるために、平成18年度から森林環境税を導入して5カ年が過ぎまして、平成23年度から第2期クールに入っておる、延長させていただいておるところでございます。

森林環境税の用途につきましては、主に施業が放置され、広域的機能の低下した人工林において緊急に針広混交林化を促進することで、早急な機能の回復を図ることを目的に、本数率で40%以上強度の間伐の実施をお願いしておるところでございます。

それで、これまでは人目につきやすいような自然歩道のバッファゾーンでありますとか、国立公園あるいは自然公園区域を主に対象としてやっておりましたが、平成23年度からは、昨今のゲリラ豪雨の話もあるのですが、そういうことを踏まえまして安心、安全の観点から山地災害の危険地区などを重点的に新たに加えて事業を実施してきているところでございます。

それ以外に、平成23年度からは突発的なナラ枯れ対策でありますとか、野生鳥獣被害と絡めまして獣害に強い里山づくり、それから森の中に立ち入って、あるいはそれを眺望活用するという、森林とのふれあい推進事業と申しておりますが、そのようなものにも森林環境税を使ってきております。

それで、これらを有効に実施をして、平成27年度終期で森林環境税の残高をなくしていきたい、積極的に事業を推進していきたいと考えております。

今般の台風12号があったということで、安心、安全の観点で、先ほど言いましたように、平成23年度から緊急間伐をやっておりますが、そういうところもさらに重点的にやって、適正な基金の執行に努めてまいりたいと思っております。

○江畑地域産業課長 台風12号で被災されました観光業者への融資支援でございます。

台風12号災害によります観光事業者への状況は、県も過日実施をいたしました現地相談会などを通じてお声は伺っております。県といたしましては、被災事業者への金融支援ということで、災害発生後、直ちに台風12号の災害復旧対策資金を創設いたしまして、その被害が非常に甚大だということから9月議会の追加提案という形で融資利率の大幅な引き下げ、また資金の枠の拡大、また既存資金の借りかえについても柔軟な対応を行うとしたところでございます。

また、先般、先月の28日でございますが、関係金融機関に対しまして、新資金の積極的な活用とともに被災事業者の融資相談へ丁寧かつきめ細やかな対応と、また急の借入資金の条件変更に対応していただきたいといった形で文書で要請いたしましたし、さらに去る10月14日でございますが、台風12号災害に係る金融機関との連絡会議を開催いたしまして、再度要請を行ったところでございます。

なお、先ほど委員がご指摘になられました3年据え置き、30年償還というお話も一部聞いてございまして、先般の金融機関との連絡会議でも、県から問題提起といえますか、打診をさせていただいたところでございます。ただ、金融機関側から申しますと、やはり当初から一律3年据え置きということではなくて、例えば1年経過後に、その個別の経営

状況なども勘案し、経営状況を見ながら据え置く期間を延長するといった個別の企業の状況に応じた柔軟な対応を行いたいというお声が大勢でございました。

制度融資というのは、利子補給ですとか保証料補給などを行いまして、中小企業者の負担軽減を図るような仕組みでございますけれども、個々の企業のリスク管理というのは、保証協会ですとか、あるいは金融機関の判断によってございます。したがいまして、資金の種別にもよるのですが、最初から3年据え置きで、超長期の融資期間を設定するというのは、制度融資の仕組みの中ではなかなか困難なのかと感ずる次第でございます。

今後は県で設置されました災害復旧の復興推進本部の生業・産業支援チームというものがございます。その中で観光事業者等に対しましてどのような支援ができるのか、検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○小泉委員 ご答弁ありがとうございました。

今のは、融資の問題については、個々のいろいろな方々との関係がございまして、今の制度上の話もちらっと聞きましたので、よく相談を聞いていただいて、できるだけ希望をかなえられるようにご努力していただきたいと、お願いしておきます。

それから、森林環境税ですけれども、基金が残っていることについては、十分にやっていくという話でございました。それはそれでいいのですけれども、なぜそれだけのお金が残るようになってきたのかということが、先ほどのご答弁には余りなかった感じがします。当初に計画するわけで、それが執行できないということになるわけですから、それには何らかの原因があったわけでございますので、もう1回明確にさせていただきませんか。

○田中森林整備課長 平成18年度から事業を始めさせていただいているのですが、最初は緊急間伐ということで、40%以上の強い間伐率を求めるということで、皆さんに抵抗感が少しあったということが1点。それから、平成20年度から入札に切りかえさせていただきましたので、それ以降、入札差金が発生するということが、基金残高がふえてきたという経緯が主なことだと考えております。

○小泉委員 わかったような、わからないような話ですけれど、それぞれ相手のある話でございますので、今後とも引き続き頑張ってくださいとしておきますので、よろしく願いします。

○田中委員 ご質問申し上げます。少し聞き漏らした点を、まずお尋ねします。

歳入歳出決算報告書の13ページの欄外でございまして、不足を充当したとおっしゃっ

たのですが、どこの部分に、何を充当したのか、聞き漏らしましたので、もう少しわかりやすくご説明ください。

それから、1つは県の統計指標を拝見していると、工業生産指数などもだんだんと毎年右肩下がりの統計をお示しになっておられます。また、商工技能フェスティバルも、参加している商工会なり、それから関係業者のブースが寂しくなっているように見えるのですけれども、これは何か毎年同じことだけではなくて新たな取り組みといたしますか、そのフェスティバルもその時代の要請に応じたような形のことをお考えいただいた方がいいのではないかと思います。

そこで、県がお出しになっている統計指数をずっと見てますと、右肩下がりですけれども、県内産業として上昇している業界というのはあるのか、どうなのかということもぜひともお教えいただければありがたいと思います。

それから、林業についても同じようなことが言えます。いわゆる木材の生産と製品の販売高も右肩下がりになっているのです。奈良県東部の唯一の流通の市場であった菟田野の市場も、ことし閉鎖をしてしまいました。いろんなことを考えると、将来に対して非常に希望を見出しにくいという感じがするのですけれども、こういう幾つもの施策をいただいていますので、この施策とそういう奈良県の置かれてる状況というのは、全く別のことだと考えざるを得ないのか、それとも、これが期待できる施策ですという形でお示しいただけるものがあったらお示しいただきたいと思います。

それから、もう一つは、有害鳥獣の対策についてでございます。いろいろ対策を講じていただいて、熱心に取り組んでいただいているということは理解しております。間違いなしにいろいろやっけていただいているのですが、ことし紀伊半島3県議員交流会がございました。奈良県と三重県、和歌山県、知事の3県会議もございますので、議員もそれやらせていただいて、私も伺いました。和歌山県であったのですけれども、果樹の試験所といたしますか、対策をやっておられるところです。やはりミカンの木にイノシシが来るということで、その対策をしておられます。奈良県との比較が当然見えてくるわけなのですが、和歌山県に比べて、奈良県もよくやっていると聞いていたのですけれども、和歌山県がもう一つよく頑張っていると。奈良県も具体的に担当者レベルで、あなたのところはここまでやっているのかという話をお聞きいただく必要があるのと違うかなと思います。

また、いわゆる有害鳥獣を具体的に駆除してもらったりする猟師の方々の銃の取り扱いの訓練ですとか、出動してもらったときの奨励に関する費用なんかかなりの格差がある

ように伺いました。そういうことに対して、奈良県はもう少し取り組みを積極的にしていただきたい、射撃場についてもお考えいただく必要があるのではないかと考えています。これに対してのお考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

それからもう一つは、TPPに関してでございます。政府でいろいろおっしゃっておられますけれども、林業が今日これだけ廃った理由は、やはり外材の輸入のあの時期にあるということが原因の大きな要素だと思っています。

今日農業の分野でも自由化が迫られるわけですけれども、自由化してしまうと、残念ながら小規模の農家というのは見向きもされなくなってしまうという事態に陥るのではないかと考えています。放棄地対策のことも調査していただいたりはしていますけれども、どれだけの対策なり、成果が上がるようなことが施策としてできるのかということについても心配しているところです。

また、我々のようなこういう地域でありますと、法人化を政府は盛んに進めようとしておりますけれども、果たしてそれが奈良県の農業界の中でできるのか、これも大きな疑問だと思うのです。この農業法人化についてもどんなお考えをお持ちなのか、1つお聞かせいただきたいと思います。以上でございます。

○浪越産業・雇用振興部長 13ページにございますように、歳出のところで繰り上げ充用と出ております。これは前年度の2,500万円を平成22年度で上げているものです。同じように、平成23年度の1億3,000万円の赤字の部分を平成23年度の歳入歳出予算を補正いたしまして当て込むという形の繰り上げ充用となります。

○澁久農林部次長企画管理室長事務取扱 TPPについてご質問がございましたので、お答えさせていただきます。

TPPにつきましては、国で昨年11月、包括的経済連携に関する基本方針が閣議決定されました。また、国内農業対策として持続可能な力強い農業を育てるため、食と農林漁業の再生実現会議において、ことしの8月ですけれども、我が国の食と農林漁業の再生のための中間提言が取りまとめられております。その中には、6次産業化の推進でありますとか、担い手の経営規模拡大対策など、基本的な考え方が示されているところでございます。また、9月、野田内閣総理大臣の所信表明演説において、TPPへの交渉参加についてしっかりと議論し、できるだけ早期に結論を出すとされたところでございます。10月には、アジア太平洋自由貿易圏経済連携協定のための閣僚会合が開催されて、TPP協定の交渉状況の現状とかTPP協定に関する国民への情報提供のあり方等の今後の進め方に

ついて意見交換が行われているところでございますが、しかし一方で、新聞等のマスコミ情報でございますけれども、交渉参加について賛否分かれているところという状況でございます。

T P Pにつきましては、日本の農業の将来方向、農業振興方策をどのようにするのかということについて、まず国でお示しをいただくべきであると考えております。

県といたしましては、国の動向にも注視しつつ、本県農業の足腰を強くしていくことが重要であると考えております。マーケティングコスト戦略に基づいて重点的に施策を展開し、意欲ある担い手が将来展望を持って農業経営を営めるよう農業振興に全力を尽くしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○植田農業水産振興課長 鳥獣害被害についてのお尋ねでございました。県では、野生獣によります農作物被害の増加に対応するため、平成20年、平成21年と市町村行財政改善検討会作業部会を開催いたしました。その検討を踏まえまして人材の確保、育成、里地、里山の環境整備、被害の防除、個体数の調整を対策の柱として防止に取り組んでいるところでございます。

現在、県内25の市町村におきまして、市町村森林組合、猟友会、住民等で構成されます鳥獣被害対策協議会に県も参画いたしまして、地元の合意形成を図りながら地域の実情に応じた被害防止計画を立てているところでございます。この防止計画に基づきまして、まず人材育成、確保といたしまして、県主催の研修会で県が作成いたしましたマニュアル等に基づきまして、野生獣の生体や防除法等を学習した地域リーダーの方のもとで被害状況の共有であったり、対策手法に対する集落講習会を実施していただいているところでございます。

次に、里地、里山の環境整備といたしまして、放置された柿等を伐採いたしまして、えさ場をつくらないための環境整備に取り組むとともに、今年度から新たに手入れのおくれた里山において不用な雑木等の伐採によりまして、野生獣が近づきにくい緩衝帯を整備しているところでございます。

また、被害の防除といたしまして、電気さくや金網さくなどの侵入防止さくの設置を推進しております。

さらに、個体数調整といたしまして、イノシシ、アライグマ等を捕獲するための箱わなの導入を推進いたしますとともに、有害鳥獣捕獲従事者の狩猟経験要件を緩和いたしまして、狩猟免許取得後、すぐに可能としたところでございます。

鳥獣害の被害の発生状況でございますが、地域ごとに異なりますため、地域の実情に合った対策を地域ぐるみで取り組むことが重要と考えております。しかしながら、これまでの鳥獣害対策にかかわらず、被害は依然として高どまりしております。県といたしましては、平成22年度決算ベースで約6,000万円の対策でございましたが、平成23年度、3倍強に増強いたしまして2億円ベースで対策を実施しているところでございます。

今後とも市町村、関係団体、地域の方々と連携しながら、宇陀市の成功事例をはじめ、他府県での優良事例も参考にしながら、より効果的な取り組みを着実に推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

〇七尾林業振興課長 林業の振興についてでございます。

奈良県は、県土の8割を森林が占める森林県ですが、手入れの行き届かない森林の増加や林業、木材産業の不振が続いたことにより、森林の有する多面的機能の発揮に支障を来たし、県民の安全で豊かな生活に深刻な影響を及ぼすことが懸念される状況となってきておりました。このような状況の中で、昨年4月に奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例を制定し、12月にその指針を定めさせていただきました。それに基づきまして、今年度から計画的に施策を展開していくこととしております。

森林づくりでは、県内で森林を木材生産林と環境保全林の2つに区分しまして、それぞれの目的に応じた施策を展開してまいることとしております。

まず、木材生産林では、木材生産を目的とした持続的な森林整備を行うところで、壊れない、奈良県に合った作業道整備、それと機械化による低コストな木材生産をやってまいることとなっております。それに基づきまして、川下側では木材生産施設の整備、それと需要の喚起ということで進めてまいっております。

一方、環境保全林につきましては、先ほどお話に出ました緊急間伐等、森林環境税を使いました施策を展開してまいっております。

もう一つは、木材産業の振興の方では、県産材を利用しました新築やリフォームへの住宅産業への支援等もやっております。また、県産材を利用しました新たな販路開拓と吉野材をもう一度見直すということでデザインコンペ等、さまざまな施策を展開しております。以上でございます。

〇川合地域農政課長 委員から農業関係のご質問の中で、法人化についてのお尋ねがあったかと存じます。

本県の農業振興を考えていくに当たりまして、その農業をだれが担っていくかというこ

とで担い手の問題というのは非常に重要な問題であると認識しております。この担い手につきましては、いわゆる個人の方が経営されていくという農業の形態、そういう中で、例えば市町村によります認定農業者としての認定、それで農業経営を進めていただくという場合も、1つ代表的な例としてございます。

また、昨今いろいろ担い手も高齢化する中で、その地域の農地、あるいは農業というものをどのように進めていくか、こういう中で集落営農といったような取り組みも進めていただいているところでございます。

こうした中で、より高度な経営を進めようとするところにつきましては、農業経営の今後への継続性、それから経営管理の徹底、また雇用条件の向上とか、それからいろいろ農業を営んでいかれる上での資金を調達される場合の信用力、また産物の販路拡大という面での信用力の向上でも、いわゆる法人化についてはメリットが大きい部分もあると認識をしておるところでございます。折々法人化に向けた相談なども寄せられているところでございまして、こういった部分について丁寧に対応しながら、県としての担い手の施策について考えてまいりたいと考えております。以上でございます。

○浪越産業・雇用振興部長 先ほど2つ目のご質問の中で、右肩上がりの業績のお話と、フェスティバルというお話があったかと思うのですが、一応奈良県の産業構造といったことのお話で解釈させていただいてよろしいでしょうか。

本県の産業構造でいいますと、今までからものづくり、機械というのは注目を浴びたところなのですが、事業所等の数といった点でいいますと、やっぱり建築業というのはこれまで多かったのですが、そういったところから今は少し医療、それから福祉といった分野の事業所が多くなってきております。やはり、経済の貢献度という点でいいますと、ものづくりの部分が奈良県の経済という形では貢献をしていると思っております。

それから、フェスティバルというお話がございましたが、技能フェスティバルのお話でございます。一応技能フェスティバルという形で、先ほど申し上げましたように、橿原公苑で奈良まほろば市といたしまして、食と農（みのり）のフェスティバルとあわせてやっている部分でございますが、これは一応企業体が出ているのではございませんでして、いろんな技能士でありますとか、奈良県の調理師であるとか、機械工であるとか、そういった部分でのわざにすぐれた者を一堂に集まってやるという形のフェスティバルでございます。

○田中委員 商工技能フェスティバルは、私も行かせていただいて、何をやっているのか

というのはよくわかってる。それで、その中でおとしよりも去年、また去年よりもことしと、これも右肩下がりのような形になっているのではないかと思えるから、何か工夫をしていただく必要があるのではないですかと申し上げたのです。

これは各商工会、それから地域のNPOも含む団体が出展しているブースがありますが、そのブースも少しずつ寂しくなっていますでしょう。それをあそこに行ったら我々のことがよくわかってもらえると、展示することに大きな意味があるのだという感じになってもらうためには、それはもちろん分担金の問題があるのかもわかりませんし、いろいろな課題はあるでしょう。だけど、建物の中に出ているのを見ましたら、かつてよりも、5年前よりも、だんだんと何か寂しいという感じが否めないで、ぜひともお考えくださいというところでございます。

それから、先ほどから林業のことについても、ほかの産業についても、統計指数を見ますと、生産高は下がってきてる、木材の出荷も下がってきているのです。これをいろいろなことやっていただいているのは、ご説明いただきましたけれども、あれやってるよ、これやってるよというのは、それはわかった上でお尋ねしているのです。そのやっていただいている政策、施策が右肩上がりにつながっているのですかと、右肩上がりにつながっている施策はこれですと言っていただけのものはどれなのですかということをお尋ねしている。うちの部では、うちの課ではこれやってます、これはもうわかったことなのです。この中に十分お書きいただいているわけですから、それはわかった話。その中で、これが右肩上がりに発展するための施策だったのですということをお尋ねしているのは何でしょうかということをお尋ねしているのです。それには、まだお答えいただいてないので、どなたでも結構です、どうぞお答えいただきたいと思います。

○新谷委員長 右肩上がりか。成果の上がっている。

○田中委員 成果の上がっているというのは、個々一つ一つのは全部成果が上がっているのです。成果が上がっていないというのは、絶対におっしゃらないと思います。

○新谷委員長 そうしたら、何だ。

○田中委員 みんなは、いや、だから、奈良県の経済にこれだけの貢献をしてるのだという自信を持っておっしゃっていただける施策は何だったのですか。

○新谷委員長 どの課に。

○田中委員 いや、だから、今先ほど商工にしても、農林にしても、これだということをおっしゃっていただけるものは何でしょうか。

○新谷委員長 産業・雇用振興部長、何かありませんか。

○浪越産業・雇用振興部長 正直申し上げまして、自信を持ってこれだと言いつけるものというのは今すぐには浮かんでまいりませんが、少し今申し上げるとしたら、ことしから産業の活性化を図ろうということでリビングサイエンスというような言葉をキーワードに取り組みを始めかけました。これは、今まで行政の側から産業分野の刺激というのを余りした例がないものですので、新たに生活の科学という部分から展開していったらということで、取り組みをさせていただいております。

もう一つは、これからいろいろな意味で活性化を図っていこうと思えば、新たに起業家がどんどん出てくるような、そんな奈良県になればと個人的には思っております、そういう意味では平成23年度の予算でビジネスプランコンテストを実施しました。全国からいろんな形でプランを募集いたしまして、それをある程度ブラッシュアップして起業家の醸成、機運醸成といったものを盛り上げて、起業化につなげていければという希望的な部分で2つ、私の中で言えるのかなと思っております。以上でございます。

○富岡農林部長 なかなか難しいお問い合わせでございまして、林業につきましては、特に奈良県、全国でもそうですけれど、昭和55年をピークに右肩下がりになっている、その原因は何かというのを、農林部長になって分析をしております、昭和55年と今現在を比べて製材品価格が4割ほど下がっているのです。それに伴って杉の丸太価格は6割ほどダウンしている。片方でコスト、いわゆる素材生産費といわれる部分が圧縮されていないということで3割ぐらいしか下がってなくて、その差が埋め切れていない、収益部分が上がっていない。これはやはり人件費が大半を占めている、コストの圧縮がされていないということにかかっているのかなという分析をさせていただいて、結局奈良県の場合は、宇陀市はそうでもないかもしれませんが、吉野郡であれば急峻な地形になって、今までへりに頼っていたと。昭和54年～55年のピークで、へりで投資すれば、もうかってすぐポケットに入ると、このいわゆる商慣習に甘んじていたのではないかと。片方で外材に押されてきたという経緯もございましたので、その構造を、体質を変えるということが大事ということで、先ほどからもお話しさせてますけれども、奈良県で崩れにくい作業道を整備をして、半恒久的に利用間伐を機械化林業で繰り返していくということで、投資を残していくという、そういう施業体系に変えないとなかなか難しいのではないかと実感もございましたので、そういうのを新たに制度として設けたというのが、今すぐに答えは出ないかもしれませんが、コスト削減に県も応援していこうというのが大きな特徴であ

って、それは昨年、条例を改正させていただいた今年度の新たな一番大きな目玉な事業として考えているところでございます。

それから、これは去年からやっていますけれど、住宅版のエコポイントプラスならという県産材住宅をどんどん県内で県産材を使ってもらおうという仕組みを導入させていただいて、これについては着実ですけれども実績が出始めていますので、これを幅広く工務店、ハウスメーカーにつなげていきたいというので、これは意見交換会を幅広くやっているというのが実態でございます。そこのあたりに活路を見出していきたいと考えてございます。

○田中委員 先ほど、私は農業法人についての取り組みがどうなるのだろうかということ、極めて危惧をしているということを申し上げました。

簡単なことをお尋ねしますが、今、農業従事者は平均年齢何歳だったですか。それと、20歳代の農業従事者は何人ぐらいおいでですか。

○川合地域農政課長 お尋ねの平均年齢そのものというのは持ち合わせがございませんので、またご報告をさせていただきます。

なお、30歳未満の農業者でございますけれども、本県内で割合にいたしますと1%ということになっております。

○田中委員 実は平均年齢、農業はもう60歳後半になってます。若い人たちの農業者というのは500人いるかいなかと、そのぐらいの数字だったと思います。その中で法人をつくることを推奨すると言っても、どれだけの法人ができるのかなという具体論になりますと達成していけるのかどうか、また法人にしてしまいますと、倒産したらそれで終わりということになって、一挙に地域の農業経済が沈没してしまうことになります。その辺のことを考えたら、果たして農業法人の推奨というのはいいのだろうかという部分も含めてお尋ねしたかったのですけれども、余り時間を独占するなどおっしゃいますので、これぐらいにとどめておきますが、しかし、これは重要な課題だと思います。少なくともTPPに対しては、奈良県は反対の意思を明確にすべきだと、このことだけ申し上げて、私の質問を終わります。

○今井委員 それでは、お尋ねをしたいと思います。

中小企業の高度化資金、ヤマトハイミールに貸し付けましたこの問題とあわせて、食肉センターの問題について質問をさせていただきたいと思います。

ことしの6月28日に最高裁判所第三小法廷の判決が出されております。これは住民の方々が奈良県の中小企業高度化資金貸付金の問題に対して訴訟を起こしまして、奈良地方

裁判所と大阪高等裁判所では、県がお金を貸しているのに請求してこなかったのは違法だという判決が下っているわけでございますけれども、そうしたら県の責任というのは一体だれがとるのかというところが全く不明確で、元知事を相手に起こした裁判でした。この判決の中身を見ますと、棄却ということになっております。この棄却の理由といたしましては、最高裁判所で審議をする場合に、民事訴訟法の第312条第1項または第2項ということで、所定の場合に限られるということなのですが、その中身は憲法判断も求められるかどうかということですが、この本件上告理由は違憲だというけれども、その事実は事実誤認、または単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しないというのがこの判決の理由になっております。

ここで、一般的に最高裁判所が憲法判断を下せない場合のこうした調書の書き方、専門的には三行判決というような言い方をするそうですけれども、その三行判決とここの判決と何が違うかといいますと、実質は事実誤認またはという、その文章がこの中にはつけ加えられております。この事実誤認という点なのですけれども、私はこれは大変重く受けとめる必要があるのではないかと考えるわけです。

もともとの住民監査請求によりますと、2つの点で住民の監査請求が行われました。1つは、初めからこの融資の貸し付けそのものが間違っていたのではないかという点と、それからもう一つは、県はお金を貸したのに回収しないのはおかしいのではないかという2つの点でやったわけですが、この最初の貸し付けが間違っているというのは、もう10年がたっているから時効だということで却下という扱いになっております。却下というのは、もう一切審議も何もせずに、受け付けもしないという中身ですけれども、今回もこの最高裁判所の判決は棄却ということなので、棄却ということは、とりあえずはその中身を最高裁判所が見たと、見た上で判断を下して、そこに書いてあるものが実質は事実誤認、またはという、こういうような判決になっているわけですが、この判決に対して県がどのように受けとめておられるのか、その点をお尋ねをしたいと思っております。

そして、昨年12月11日にTBSの報道特集という番組に、ある日突然身に覚えがない20億円の返済請求が届いた、奈良県で実際に起きた話ですということで、連帯保証人になっている人のことが取り上げられたわけでございますけれども、これについてはごらんになった方もいらっしゃるかと思いますが、これに対して県民の皆さんの反応、県に寄せられたご意見などありましたら、どんな状況のものがあつたかを、まずお尋ねしたいと思っております。

○江畑地域産業課長 ヤマトハイミール食品協業組合へのお尋ねでございました。2点あったかと思えます。

1つは、当初の貸し付け決定がいかがであったかというようなお尋ねでございますが、これはこれまでも本会議で知事が答弁されておられますように、この当初の貸し付け決定は抜本的な公害解消、業界の構造改善を図るために貸し付けられたものでございまして、県と当時の中小企業事業団が共同して事業計画などを十分審査して、その上で融資実行がなされたところでございます。貸し付けの翌年度に監査委員による監査を受けまして、また国の会計検査院による検査も平成2年、それから平成6年に実施されております。いずれも問題なしという形で適正に貸し付けられたものと認定されたと認識しているところでございます。

それから、6月に下されました最高裁判所の棄却の判決でございまして、これにつきましては、柿本前知事の債権管理の適正さ云々ということについての訴訟でございまして、その内容については、最終的に住民側は違法な債権管理だということで損害賠償請求を行っておったところでございますけれども、最終的に損害はなかったという形で、実は大阪高等裁判所で既に判断が下されておまして、それを中身に審査に至ったかどうかはわかりませんが、棄却という形で判決が下ったところでございます。

それからもう1点、昨年12月に報道されましたTBS報道特集の連帯保証人からのご異議と申しますか、既に判決が下ったものに関して、すなわちもともとは連帯保証がなかったのではないかという連帯保証人からの申し出に対しまして、既に訴訟が行われまして、これについては県側が勝訴していると、連帯保証は確認されたところの内容でございまして、これに対して異議を唱える形でTBSで報道がなされたところでございます。

その後の、放映後の県に対するいろいろな問い合わせですが、メールで13件ほど声がございました。それにつきましては、県を非難するようなものが11件、またその連帯保証人への対応を変えるように求めるものが1件、それからその事情を問い合わせるものが1件でございまして、県といたしましては、本件については既に連帯保証債権の存在は司法で確認されているということで連帯保証人に対して返済を求めなければならないと、電話等で意見を寄せられた方に対しては、その旨説明をしております。そして、その後、再度ご意見をいただくことはなかったところでございまして、適切な手続がなされたと考えているところでございます。以上でございます。

○今井委員 審議がされたかどうかわからないということで言われましたけれども、却下

というのであれば、もう門前払いですが、棄却ということは一応審議をした上で出ている判決でございますので、私はこの事実誤認と出されている点をやはり重く受けとめて、県としてこれはどうだったのかというのを検証をするべきではないかと思うわけでございますけれども、これについて県は何か独自の調査をされたりとか、そういうようなことはありましたのでしょうか。その点をお尋ねしたいと思います。

○江畑地域産業課長 今般の訴訟につきましては、柿本前知事の個人賠償ということで、直接的には柿本前知事の個人と住民側との訴訟の結果でございますので、その結果について特に検証等はしてございません。

○今井委員 個人のということですが、9月議会では、前知事の裁判費用が17万4,600円の金額が出ておりました、県として支出をしているわけですから、個人というふうに済まされるべき内容ではないと思いますが、その点はいかがでしょう。

○江畑地域産業課長 訴訟の内容についてということで申し上げたところでございまして、訴訟費用の負担につきましては、通常の正当な業務執行に対しまして住民訴訟を提起された場合に対して、これまでの事例に沿って訴訟費用、すなわち弁護士費用を負担するという形でお支払いをさせていただいたということでございます。以上でございます。

○今井委員 言ってる方も、恐らく矛盾してると思いながら言ってるのではないかと思います。聞いてる方もおかしいと思いながら聞いてるような状況でございます。やはり最高裁判所でこのような形で出ているということですし、ぜひもう一度この貸し付けそのものがどうだったかというのを検証するべきだと思っております。これについては、幾ら言っても平行線ですので、もう一度これについては、総括のときにもお伺いしたいと思っております。

それとあわせまして、中小企業高度化資金によりますヤマトハイミールというのがなぜつくられることになったかといいますと、奈良県の県内にございました当時5カ所ほどの屠畜場を1カ所にする。それぞれの屠畜場の横に化製業という肉骨粉を精製するような業者がセットで存在をしていたということで、そこを一本化にするという、この食肉センターとヤマトハイミールの協業組合の話は、1つのセットの話となっていると思っております。この食肉センターにつきましては、当時住民からも随分反対の声が出されておりました。今、県はこのあり方につきまして、検討されているということでございますけれども、いろいろ資料などを県に請求して取り寄せたわけですが、そもそもこれはどういような計画のもとにつくられた施設なのかという、その最初の計画が出てこないとい

う、非常におかしな状況になっております。県の資料としては、まだ存在しております施設の当初の計画というのは、資料としては本来残っているべきではないかと思えますけれども、それはどういう扱いになりますのでしょうか。

○福住畜産流通振興室長 食肉流通センター改革のことでお問い合わせでございますけれども、食肉流通センターは当時県内に5カ所ほどございました市町村営の屠畜場を統合、整理をするという形で大和郡山市に設立されたものでございます。

その当時、いろいろな議論があったということは承知しております。この流通センターの能力といいますか、これ大動物、牛、馬、それから小動物、これは豚とかでございますけれども、これについて、その当時から大動物については50頭、小動物については170頭と、これだけのものをやはり処理していくという前提のもとで開設されてきたものでございます。そういうことで、今現在、その当時からそういう計画のもとで出資計画が立てられて、今に至っているというように理解しております。

○今井委員 お話を伺っているのですが、その計画書というのを見たことがないわけですが、それはもともとあったものがなくなっているのか、どうなっているのか、そこはよくわからないのですけれども。

○福住畜産流通振興室長 これにつきましては、開設以来20年たっております中で、書類の存在について、明確なものが今ちょっと探しております。それで保存期間との関係でございまして、それが断片的な資料としてはございます、あるようでございますので、それを今調査をしております。

○今井委員 当時、住民の方々が反対期成同盟というのをつくられて、当時の運動を「ふるさとの目覚め」という本にまとめております。それを見ますと、屠畜場の必要性として県が言われております理由に、既存の屠畜場が老朽化をされていて衛生上問題があるので、近代的な施設をつくる必要があると。2つ目が、安い外国肉を県民に安定的に供給するために流通部門を持つセンターが必要だと。3つ目は、県内の食肉業界の発展及び畜産振興に有益だという3つの理由が言われているわけですが、これを見ますと、最初の老朽化をしておいて近代的な施設をつくる必要があるという部分なのですが、当時、反対されている方々の主張といたしましては、県内に3つの屠畜場を整備、改善すれば、その方が費用も安くて済むと、12億から15億円ぐらいで足りるということで、その方が業者のためにもなると当時言われております。業者も、その当時は地元で処理をした方が、例えばホルモンなんかでも地元の主婦が来て、あとの処理をして地場の産業としても非常に

有益だと、遠いところまで運ぶには、冷凍、冷蔵の車なども必要ですし、そうしたコストもかかるという、その業者の方もこうした意見に賛成だったわけですが、これがなくなり一カ所になったという状況があります。

それから、安い外国肉を県民に安定的に供給するということですが、今この外国肉の扱い、県の屠畜場ではどんなふうになっていますか、お聞かせください。

○福住畜産流通振興室長 外国肉については扱っておりません。国産のものだけでございます。

○今井委員 国産のものということなのですが、当時、奈良県でどれぐらいの牛が屠畜されていたかという、8,000頭ぐらいの牛が屠畜されていたということなのですが、今の実績見ますと3,000頭ちょっとということで、これで本当に畜産とか、そうしたところに役に立ったとは言えないのではないかと思うわけです。

この食肉センターに今年度は3億6,000万円ほどのお金が入れられておりますけれども、この間、どれぐらいのお金が使われてきたのか、お尋ねしたいと思います。

○福住畜産流通振興室長 これにつきましては、ご存じのとおり、食肉公社そして食肉会社ということで、この屠畜場及びその市場の設置開設者としての公社、そしてそこで業務を行っております会社、それぞれ県から補助金を支出しております。

そして、この施設を設置しましたときには、県から市町村も含めましてその建設経費を出しておりますが、県でその毎年の運営経費についてはトータル約100億円、そして建設経費は償還の利子とかそういうものも当然含んでいるわけですが、そういうものも含めて40数億円という額でございます。

○今井委員 以前、調査でいただいたときの資料があります。これを見ますと、建築、建設関係で53億9,600万円、それから補助といたしまして食肉公社運営補助、センター建設費の元利償還補助、食肉会社卸売会社の補助、合わせますと145億8,000万円というようなお金になっているということで、かなりのお金がこれに使われていると思います。

この食肉公社のあり方につきましては、県の監査で問題にされておまして、平成15年に包括外部監査のところで結果報告がなっておりますけれども、この中で指摘をされております食肉公社からの申請書はあるものの、卸会社からの具体的な資金繰りなどが添付されていない。資金繰り計画書の提出を求めるといことがここに書いてありますが、現在こうした書類については提出されているかどうか、お尋ねしたいと思います。

○福住畜産流通振興室長 平成15年の外部監査で、そういう本来出すべき資料が出ていないではないかというご指摘もございまして、その後、必要なそういう財務諸表とか、そういうものについて提出されているというように理解しております。

○今井委員 これを受けて県では、食肉センターに係る検討委員会、経営改善委員会というものを設けて、今その新たな検討会を立ち上げるというような状況になっているわけですが、いつ、どこで、だれがきちっとこれを最終的に決めるのかというあたりが不明確なような状況に受けます。

奈良県の食肉公社、どうしたらいいのかということで、私も今いろいろ調査、研究しているところですが、畜産業者の方とこの間お話をさせていただきましたときには、その方々は大阪の屠場に持っていつているという話でした。なぜ大阪府に行くかといえますと、大阪府の方がたくさんの品物が集まって競りが行われる。そうすると、同じ牛を出すにしても、奈良県より高く売れるというようなことが言われておりまして、競りも勉強しなくてはいけないと思ひまして、奈良県の屠畜場の競りも見に行ってみました。そうしましたら、一番最初に肉の種類によりましてAの幾つとか、Bの幾つとかというところで値段が出るわけですが、1,000円が出ますと、1,001円ですぐ落札されたりとか、ほとんど競争しているというような状況が余り見受けられなかったというのが私の印象です。たくさんの量を扱っております名古屋市の屠畜場にも行ってまいりまして、ここでも競りの様子を見てきたのですけれども、ここではやっぱり競り合うという状況がありまして、そして値段がどンドンどンドン変わっていくというようなものを見てまいりました。

今、奈良県の屠畜場で県民の皆さんが願っているのは、地元で安くて安全でおいしいお肉が得られたらいいと思っているわけですが、実際には奈良県の県民の口に入る量というのは、この屠畜場から出るお肉でどれぐらいのものが県民のところに流通されているのか、お尋ねしたいと思います。

○福住畜産流通振興室長 県の屠畜場あるいは市場から出たものがすべて県民の口にはいるかどうか、これは牛肉についてはかなり広範囲に流通しておりまして、他府県でそういう枝肉としてなったのが部分肉、あるいは精肉されたもので奈良県にも入っておりますので、一概には言えないんですが、奈良県の食肉流通センターで扱っているものは牛肉で100%ぐらいということになっております。

○今井委員 もう余り聞きませんが、検討会でも、当初どういう計画でこの施設が

できたかというところを抜きで議論がされているように、傍聴しながら思っているわけです。そもそも論に立ち返りながら、今後どうあるべきかということ結論を出すべきだと思いますけれども、その見通し、だれが出すのか、検討会の答申というのももちろんそれは十分に尊重するべきだと思いますけれども、最終的にはどこが結論を出すのか、そこだけお尋ねしたいと思います。

○奥田副知事 最終結論は、もちろん知事でございます。

○今井委員 非常に長い経過があったところでございますけれども、やはり原点に戻ってどうあるべきかということのきちっとした対応策を、私は出していただきたいということ求めたいと思います。

○新谷委員長 時間も遅くなっているのですが、あと二、三の方おられると思いますので、10分ほど休憩をいたします。

15:54分 休憩

16:09分 再開

○新谷委員長 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

○山村委員 それでは、幾つかお伺いしたいと思います。

まず最初は、農業の担い手対策についてであります。新規就農ということで新しく農業をやってみたいということで相談に来られる方が非常にたくさんいらっしゃいますけれども、実際に農家になれるというのはそのうちのごく少数だとお伺いしております。県の新規就農者に対する支援はどういう取り組みをなさっているのか、また実際にどのくらいの方が成功されて農業者となられたのか、その点をお伺いしたいと思います。

次に、先ほども議論がありましたTPPの問題で質問したいと思います。野田政権が11月のAPECでTPP参加を決定しようという動きになっているということで、非常に心配をしております。このTPPは関税を原則撤廃をするということで、農産物の輸入が完全自由化ということになってしまいます。既に現在、日本の農産物の関税率は11.

7%で、世界で2番目に低いと、自由化の進んだ国になっております。林業などでも大変な圧迫を受けているという状況があるわけですが、それを完全にゼロにするということになりましたら、農林漁業あるいは国民の食料にとっては大打撃だと思います。米の自給率が1割以下、食料自給率全体でも13%に落ち込むということですから、国民の命の危機だと思います。

さらにこの交渉の中で非関税障壁を撤廃するという一方で、食料だけではなくて医療や

金融や保険、官公需、公共事業ですね、その発注とか、あるいは労働者の労働条件など、国民生活のあらゆる分野での規制を緩和しなさいということで迫られるということになると、国民生活に与える影響というのは非常に大きいと言わねばならないと思います。

そういう点で、今農業関係者を初め、多くの方が反対の声を上げておられます。既に反対の署名と申しますのは、全国で1,166万人分集まったと聞いています。また、全国42の府県で反対、もしくは慎重審議の意見書が議決されているし、奈良県議会でも同様の意見書が上がっているという状況があります。

県として明確に国に対して中止を求めるべきですし、県でもどのような影響になるのか対応をしていくことが必要だと思っております。

先ほど答弁を聞いておりましたら、足腰の強い、そういう農業をつくるということでは言われておりましたけれども、今の日本の国のこういう状況のもとで、幾ら足腰を強くしたとしても、農地の1戸当たりの耕地面積で見ると、アメリカは日本の100倍、オーストラリアは1,500倍ということですから、同じ土俵で競争するということはもともと無理だと思います。そういう点で言っても、このことについてやはり奈良県としても、その国の動向を見守るというだけではなくて、独自にきちんとした判断をすべきと思いますが、いかがかお伺いしたいと思います。

次に、林業についてお伺いします。公共建築物における木材利用の促進に関する法律というものができまして、これに基づいて県産材の利用促進ということで取り組んでいただいておりますが、これを具体的にはどのように進めているのか。そして、奈良県ではどんな課題があるのかというところでお聞きしたいと思います。

それから次に、ホテル誘致の問題です。これは知事が、ある日突然、高級ホテルを誘致したいということで県民が利用しておりました県営プールを一方的に撤去をいたしました。すぐにホテルが来るかのように言われておりましたけれども、いまだ全く見通しという点で言っても、ないような状態にあると思うのですけれども、知事は高級ホテルだけにはこだわらないということで、考えも少しは改められたようではございますけれども、結局思いどおりにはいかないということだと思っておりますが、このホテル誘致の現況、見通しなど、どのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

それから次に、エネルギーの対策について、原発事故が深刻な事態にある中で、原子力発電に頼るあり方をやはり見直して自然エネルギー導入を進めていくということが、今、日本社会の大きな課題になっておりますし、国民の世論もそのように変化してきておりま

す。そういう中で自然エネルギーを推進をしていく取り組みというのが各県でも取り組まれておりますし、知事も将来的にはこの自然エネルギーをふやしていくということを述べられておりますが、どういう取り組みにしようとしているのか。県としてのビジョンが必要であると思っておりますので、その点について伺いたいと思います。

特に、自然エネルギーという点で言いましたら、地域おこしにつながるような具体化、地産地消型のエネルギー自給を図る、こういうやり方というのが一番求められていると思うのですが、こういう点についてどうなのか伺いたいと思います。

○川合地域農政課長 山村委員から農業の担い手、特に新たに農業に就農される方についてのご質問がございましたので、ご答弁させていただきます。

本県農業振興を図っていく上で、先ほども少し触れさせていただきましたけれども、農業の担い手をしっかりと確保して、また育成を図っていくことは非常に重要なことだと認識しております。こういう中で農家の出身者はもとより、非農家からの新規参入といった方も含めて就農者を積極的に確保していくことを非常に重要であると考えております。

ただ、特に農業以外からの就農に関して見ますと、農地の確保ですとか、初期の経費の投資、それから実際、作物を作付しまして、その後の販路の確保、また最初のころ、特に生活面をしっかりとやっていくと、こういう部分で課題も多くございます。県としましては、こういった部分について幾つかの支援策、総合的に実施しながら就農者の確保に向けた取り組みを進めているところでございます。

実態の数字といたしまして、直近の平成22年度で見ますと、就農者の数というのは73名となっております。内訳としましては、農業以外からの新規参入の方14名、また農家のご子弟など自営就農という形が15名、また雇用就農の形態の方が44名となっているところでございます。

具体的に支援策についてでございますけれども、まず農業新規参入に対する支援制度として、平成21年度に創設をいたしました農業の農業新規参入者支援事業というのがございます。具体的には農業に新たに参入したいという希望の方に産地で1年間、産地の農家の方のもとで実践研修を積んでいただきまして、その間に就農地の確保ですとか、あるいは出荷組織の紹介を行うなど、支援を実施しているところでございます。

この制度によりまして、平成21年度以降、研修を終了しました10名が就農しております。イチゴ、ハウレンソウ、その他の作付に取り組んでおられまして、このうちもう既に7名は、最初の研修で受け入れていただいた農家の方のご協力のもとで中間販売組織に

も加入をして、既に出荷、販売を行っている状況でございます。

また、支援策としては、この研修事業以外にも最初の投資という意味で、機械の導入、あるいは施設の整備といったものについて国の補助事業等も活用しながら、県、市町村と連携して支援を行っているところでございます。さらに、資金融通という意味では、各種制度資金を準備しているところでございますけれども、冒頭に触れましたように、特に生活面を支えていく、そういう意味で、県としまして平成22年度に新規就農者生活安定支援資金といった制度を創設し、さらに今年度からは、特に申請時に40歳未満の方については、償還時に一部を免除する制度を創設して支援をしているところでございます。

先ほど、田中委員からもご質問いただきましたように、奈良県の農業者、高齢化の状況がでございます。先ほどのお答えの中で不十分なところもございましたけれども、いわゆる基幹的農業者、農業を主たる仕事としておられる方が65歳以上の方が6割後半、7割近い割合を占めております。したがって、基幹農業者という意味では、やはり平均年齢は60歳を超えているという状況でございます。本県農業の場合には、ただ自給的農家というのが、これ以外にもございますので、こういった方、もう少し若いかは承知しておりますけれども、いずれにしても高齢化しているという事実はございます。そういう中で県としましては、今後とも、先ほど申し上げたような各種施策を総合的に実施しながら、まずはやはり新しく農業に参入される方をしっかり確保して、その後の農業振興につなげてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○渡久農林部次長企画管理室長事務取扱 TPPについて、独自に判断すべきと思うが、どうかというご質問でございます。

先ほど田中委員にもご答弁したとおり、TPPにつきましては、日本の農業の将来方向、農業の振興策をどのようにするかということについて、まず国において判断していただく、示していただくべきであると考えております。

県では、奈良県の農業振興が重要であると考えております。すなわち本県の特性を踏まえた奈良らしい農業の振興方策に鋭意取り組んで、意欲ある担い手が将来展望を持って農業経営が営めるように全力で農業振興策、施策の推進をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○森田企業立地推進課長 県営プール跡地のホテル誘致についてのお尋ねでございます。

県営プール跡地のホテル誘致に関しましては、現在も引き続き事業者グループと意見交換を続けております。

現在の状況でございますが、平城遷都1300年祭で首都圏を含めまして奈良県の知名度というのは確実に上がってきているということ、それから今の県営プール跡地の土地が拡張されました三条通り、目抜き通りに面する非常にまとまった良好な土地であること、それから広場、ターミナルも含めた一体型の複合的なまちづくりとして今回は誘致活動を行っておること、その3点をもちまして一定の事業者の方々にも評価をいただいているところでございまして、引き続き誘致活動を進めていきたいと考えております。

知事の答弁にもございましたが、その中で、意見交換の中で多様な客層を受け入れられるホテルということを考えていくとか、住民の方々にも楽しんでいただけるようなイベントの広場にしていくような工夫を加えながら、今後とも誘致活動に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〇七尾林業振興課長 公共建築物に関する木材利用の取り組みと課題についてのご質問でございます。

県民の利用頻度の高い公共建築物の木造化や内装の木質化は、県民の方々に木のよさを知っていただく機会がふえ、民間建築物における木材利用を促進する効果も期待できますので、公共建築物における木材、県産材利用は県の林業、木材産業の振興にとって極めて重要な取り組みだと考えております。

しかしながら、先ほど委員お述べのように、公共建築物等の整備において木材利用を進めるに当たりましては、解決すべき課題がございます。具体には、供給者側と需要者側の、発注者側の課題でございます。供給者側の課題といたしましては、山側での素材生産コストの縮減、それと木材業界における流通の簡素化、コスト縮減、製品の安定した品質の確保、価格の明確化等がございます。発注者側の方では、施設の利用目的、利用者の視点に立った木材の特性、よさを引き出すためのデザイン、あと耐久性を高めるため、奈良県の条件に合ったような建築仕様の検討等、さまざまな課題がございます。

これらの課題解決におきまして現在農林部の方では、木材環境団体と協議しまして、木材の品質、価格の明示、それができるような製品リスト、カタログ的なものをつくるということで取り組んでございます。さらに、県と市町村、木材関係団体、それと建築関係団体とで構成します県木造・木質建築物等整備促進連絡会議を立ち上げまして、検討会、勉強会を開いております。

このように実効性のある基本方針を取りまとめるべく、県産材利用を進めるべく、林業、木材産業の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○岩口産業・雇用振興部次長企画管理室長事務取扱 私への質問は、自然エネルギーの利活用について、県の基本的なビジョンというか、考え方をまとめる必要があるのではないかとということでございます。

委員おっしゃいますように、我が国の電力供給に占める原子力発電の割合は4分の1を超えている状況でございます。その中で、直ちにこれらにかわる電力源が見当たらない状況の中で、民生あるいは産業に大きな影響を与えることも懸念されるところでございます。長期的には、できるだけ原子力発電の依存度は下げるということについて、さきの9月定例議会で知事も答弁をしているところでございます。

そこで、自然エネルギーの利活用につきまして、太陽光、バイオマス、あるいは小水力発電などといったものでございますが、可能性も考えられるわけでございますが、庁内の関係課と、あるいは民間の企業も参加いただいた5つのワーキンググループを設けて検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

これらのワーキンググループでの検討内容につきましては、委員からもご指摘のございました地産地消の検討もしていきたいと、あるいはエネルギーの供給源の多様化ということについても検討してまいりたいと思っております。さらには、このワーキングでの議論を踏まえて、エネルギー利活用研究会を設置するといったことも考えているところでございます。

県では既に関係9部局による準備会を開催をしております、年度内には基本的な考え方をまとめてまいりたいと考えております。以上でございます。

○山村委員 新規就農の方を迎え入れるという点では、県としてもさまざまな対応策を考えていただいているということでもあります。

進んでやっておられます明日香村でお話をお聞きいたしました。就農された方というのは、いろんな戸惑いがありますので、その時々困ったときに何でも相談できることが、一番大事だとおっしゃっておられました。それと明日香村で定着支援策として実施されているのが、農地を借りる場合の借料への助成、年間7万円、あるいは定住支援のために家賃を補助する、年12万円とか、研修生に対する生活費の支援ですが、収入がなかなか上がりませんので、月2万円の生活費を6カ月支援するとか、あるいは研修生を受け入れた農家に直接月3万円の支援を行うとか、直接生活安定のために支援を行う対策がとられています。小さな村でありますけれども、それだけお金を出しても新たな農家を養成していくことで、成功もされていることを感じました。お話を伺いますと、何十年も赤ちゃんが

いなかった村で、夫婦で来られて新しい赤ちゃんが生まれて、村が活気づいたと、農業だけではなくて村全体が明るくなって、学校なんかでもいろいろな変化が起こっていると聞いておりますので、親身な援助、生活を支援して支えて行くという点での援助がもっと求められるのではないかと思います。村としては、精いっぱい努力をなさっているので、県がタイアップをして、今度有効にいく対策を進めていただきたいということを強く求めたいと思います。

それから、TPPにつきましては、日本の農業の将来がどうなるのかということを考えてもらわないといけないと、しかし、自分たちも考えないといけないと思うのです。もしTPPを締結するようなことになったら、お先真っ暗だと思うのですけれども、その点、ご自身はどのように思っているのでしょうか。障害になるとは思わないのかなと思うのですけれども、そこを伺いたい。奈良県の農家の皆さん、もしそんなことになったら、一体どうやっていったらいいのかということで、悲痛な声をたくさん寄せられております。そのところを、どう考えていらっしゃるのか、もう一度伺いたいと思います。

それから次に、ホテルの誘致です。このことにつきましては、現状としては話し合いを続けているということでもありますけれども、やはり業界の方が本当に進出していただくためには、採算の見込みがなかったら進出できないと思うのです。今回のこのホテル誘致で、大きく問題点は2つあると思うのですけれども、1つはまちづくりの主体である住民が不在になっている。結局、知事の押しつけで、上からの計画の押しつけで、住民主人公で進んでいないという、ここが1点大きな問題であると思うのと、もう1点は、呼び込み型で県が土地を用意してインフラを整備して行う開発というのは、今全国でも失敗しています。奈良市も、JR奈良駅前にホテルを誘致するということで土地をたくさん造成しましたがけれども、結局来なかったし、来たホテルも撤退をされて、また交代されるという状況で、あのホテルの中にある商店街というのはがらがらになって、2階など全部あいているという状況になっております。そういうことを見ても、こういうやり方というのが現状には合っていないということだと思っております。

やはり考え方として、今のようなグローバル競争の激しいこういう中で、互いに各県が競い合うようなやり方で競争に打ち勝つということであれば、幾らお金出しても足りなくなるわけで、そうではなくて地元中心にローカルの独自性を大切にしているやり方というのが地域の経済発展にとって非常に大事だと思うのですが、そういう点で全く間違っているのではないかと思います。その点どのように思っているのか、伺っておきたい

と思います。

それからエネルギーの問題につきましては、今お答えいただきましたように、これから県としても積極的に取り組んでいかれるということですので、ぜひ地域おこしにつながる具体的な策を進めていっていただきたいと思います。

林業のところで、他府県の例などを見て、すごいと思いましたが、高知県の梶原町というところがあります。ここは人口4,600人で非常に小さい村なのですが、森林が町面積の91%、人工林が73%ということなんですけれども、ここは間伐交付金というのを1ヘクタール当たり10万円という高額支給を行っています。非常に多額のお金を交付しているんですけれども、その財源はどこにあるのかと言うと、風力発電の売電益、電力を売った売り上げで交付金を充てているということです。森林認証制度、FSCを獲得いたしまして、工務店や消費者への販売というのを積極的に行って、この間、落ち込んでいた木材の売り上げがどんどん増加してくると変化をされているということで、小さな村だけすごいことをやっていると思いました。そこでは、太陽光発電や木質ペレットや水力発電、それから地熱発電も利用するというので、町内のエネルギーの自給率が28%ということですから、相当努力をされていますが、町の中にもう森林しかないというところで、その森林資源にそうやって依拠して町おこしをやっていると、しかも自然エネルギーを導入するという取り組みができていくということ、本当にやればできるということ、思ったんですけれども、奈良県でも、ぜひとも今研究をなさっていただいていることとありますけれども、この深刻な状況になっている林業、本当に基幹産業として立て直していくために頑張ってもらいたいと思っております。それは意見として申し上げておきます。

○遊久農林部次長企画管理室長事務取扱 TPPについて、今の農業の状況はどのように思っているのだということですが、確かに農業をめぐる状況につきましては、担い手の問題とか、あるいは農産物がなかなか低価格で販売額がふえないとかいう厳しい状況であるということは認識をしております。ただ、奈良の農業の特性として、大都市近郊で、県としてもリーディング品目であるとか、チャレンジ品目とか、付加価値をつけることによって農業所得をふやしていただくという取り組みを推進しておりますので、ある意味、やる気のある方が農業も意欲的に取り組んでいただければ活路はあると考えております。そういう農業者を応援していきたいと思っておりますので、我が国がTPPに参加するかもしれないにかかわらず、奈良の独自の農業振興策でもって農業者を応援して、奈良県農業の活性化を推進してまいりたいと考えております。以上です。

○浪越産業・雇用振興部長 まず、ホテル誘致の話でございますが、今、奈良では宿泊施設、特にホテルといったものは不足しているという状況は何ら変わらないと思います。

今まで待ちの姿勢ではなくて、積極的に取り組んで誘致をしようという姿勢というのは大事だと思っております。とりわけ、平城遷都1300年祭でにぎわいました平城宮跡周辺はまちづくりの観点で進めていくということは必要ではないかと思っております。そういった意味では、これからまだまだホテル誘致の達成までにはいろんな段階を踏まえていかなければいけないだろうと思っておりますけれども、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

それから、エネルギーのお話でいろいろなご紹介をいただきました。言われているようにいろんな取り組みが全国各地で行われております。しかしながら、今我々ワーキングを立ち上げて、例えば新エネルギーと言っても、風力でもつくったところでも休止しているようなものがございます。それぞれの条件があらうかと思っております。そういった条件もしっかり踏まえながら効率のいい形でいろんなエネルギーの導入を考えていきたい。それとあわせて、限られたエネルギーをいかに最適化をするかということも1つの重要な視点であらうと思っておりますので、いわゆるスマートグリッドといった世界も少し検討の中に加えてしていきたいと思っております。以上でございます。

○山村委員 お答えをいただきまして、TPPにつきまして、関連して農業に対する取り組みとか思いということでお答えくださいました。そのことは非常に大事なことだと思いますし、県の担当者として奈良県の農業のことをいろいろ一生懸命考えていただいて、実際農業を続けていきたいという方とともに頑張っていただいているということについて異論はありませんし、それは本当によくやっているとっておりますが、しかし、そういう一生懸命やった努力が果たしてTPPというようなものが結ばれた段階において、本当に報われるのかということが問われてくると思うわけです。私たちは経験していませんけれども、完全な自由化ということになるわけですから、競争相手というのはとりわけアメリカ、オーストラリア、そういう巨大な農地や耕地を持って安い生産コストで生産しているところと戦わないといけないということですから、これはいろいろ付加価値をつけるという以前の問題で淘汰される危険があると思っております。

日本の農業というのは、手間暇をかけて安全でおいしい、特にお米づくりなどは、もう産地によって米の種類が違いうぐらい非常に人間の体にぴったり合った作物がつくられてきた長い歴史もあるし、すぐれた農産物をつくっていると思うのです。そういうもの

が大量生産されて、広大なところでやっているような米と同じ条件で戦うということは絶対に認めてはいけないと思うわけです。そういうことを考えていただきたいということを切に思います。特に奈良県の農業について、一番見識も持っておられるし、一番頑張っておられる方がそのことを考えていただけないというのは非常に残念だと思いますので、強く求めたいと思っております。

ホテルのことにつきましてお返事がありました。知事が推進されてきたことですので、産業・雇用振興部長が代わってお答えいただいているわけですが、ホテルが不足としているという現実があるという、その現況からして県民みずから考えていけないといけないことであるのではないかと考えております。今のような手法というのが本当に正しいとはとても思えないので、この点、知事にまた聞いてみたいと思います。

あとエネルギーにつきましては、決意を述べていただいておりますので、お願いしたいと思っております。以上です。

○新谷委員長 農林部次長、去年の12月6日の本会議で代表質問しているのです。TPPの問題が惹起しましたから、質問しましたら、知事は慎重論。もちろんおっしゃるように奈良県の農業を守るという、農林部次長がおっしゃってくださった、大変それはありがたいことですので、特色を生かしてやってもらわなければなりません。しかし、山村委員からの質問に言うわけではないのですけれど、国土保全のことまで、しかも自給率の問題、50%に上げるという、前の自民党政府でも、民主党もそう言ってますから、そのことをも含めると、とてもその目標は達成されない。だから、条件をつけて奈良県はこうあるべきだと、奈良県の考えはこうだということを知事あたりも主張してもらって、皆さんが主張して、わかりやすく言えば条件つき賛成、条件をびっちりつけて、内政の中で農業というもの今申し上げた観点に立って対応していくのが大変大事だと思う。死活問題になっていると思っておりますので、答えは要りませんが、私見を申し上げておきたいと思っております。

それで、ほかありませんか。

これで産業・雇用振興部、農林部の審査を終わりますが、あす総括を午後1時から開催いたします。知事はもちろん出席されるのですが、ほか特に、課長、室長で出席してほしいという方があったら、申し出てください。ありませんか。

では、ないようでございますので、これできょうの審査を終わります。